

平成25年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第2号

平成25年6月5日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	係長	乾文彦
〃	係長	杉田正和

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 矢口龍人 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 田谷文子 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 矢口龍人 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 田谷文子 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	矢口龍人	1. 「非核脱原発平和都市宣言」により今後、原子力発電に代わる代替エネルギーへの考えと取り組みについて
		2. TPP参加による本市農業への影響と今後の展望
(2)	佐藤文雄	1. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
		2. 総合的な子育て支援策について
		3. 固定資産税課税のあり方について (行き止まり道路)
		4. 国民健康保険を命と健康を守る制度に
		5. 公共下水道の問題について
		6. 安心・安全な街づくり (防犯灯と生活道路) について
		7. 向原土地区画整理組合事業について
		8. 水道事業について
(3)	田谷文子	1. 小・中学校の統廃合について
		2. 市町村の合併について
		3. 住居表示について
		4. 特定健康診査等実施計画について
		5. 市政一般について

○議長 (鈴木良道君)

おはようございます。

会議に先立ち、申し上げます。

地球温暖化防止並びに省エネルギーを推進するため、議会として、昨年に引き続き、来る10月末日までに開催される会議等についてクールビズを実施しておりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、去る4月1日付の人事異動等に伴う出席説明員の紹介をいたします。

最初に、高田 忠市長公室長を紹介いたします。

○市長公室長 (高田 忠君)

高田です。よろしくお願いいたします。

(拍手する者あり)

○議長 (鈴木良道君)

次に、木川祐一総務部長を紹介いたします。

○総務部長（木川祐一君）

木川です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、木村正美保健福祉部長を紹介いたします。

○保健福祉部長（木村正美君）

木村です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、根本一良環境経済部長を紹介いたします。

○環境経済部長（根本一良君）

根本です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、金田康則教育部長を紹介いたします。

○教育部長（金田康則君）

金田です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、石塚英幸会計管理者を紹介いたします。

○会計管理者（石塚英幸君）

石塚です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、田崎 清水道事務所長を紹介いたします。

○水道事務所長（田崎 清君）

田崎です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、小松崎 昇農業委員会事務局長を紹介いたします。

○農業委員会事務局長（小松崎 昇君）

小松崎です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、新任出席説明員の紹介を終わります。

まだ時間が10時前なので、少々お待ち願います。

開会前に、議員各位に申し上げます。

昨日、議場配付いたしました委員会活動状況一覧表に一部不備があったため、お手元に訂正したものを配付いたしましたので、差しかえ方お願いいたします。

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、法令等を遵守して質問されることを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な議事運営の観点から、簡明に答弁されますことを求めます。

ここで、暫時休憩について確認の意味で説明を申し上げます。

暫時休憩は、会議規則第11条に規定され「議長は、議事整理権に基づき、必要があると認めるときは、原則としていつでも休憩を宣言する権限を有している」とされております。

議会側としての暫時休憩の理由の主なものは、食事のため、議会運営委員会を開くため、常任委員会を開催するためなどであります。

一方、執行部としての暫時休憩の理由の主なものは、説明員が答弁に窮した場合、調査のため、答弁調整のため、さらには、説明員の出席や資料の提出を待つためなどであります。

執行部において、答弁調整等のために暫時休憩を求める際は、必ず説明員が挙手の上休憩を求める旨の発言を徹底されることを求めます。

また、暫時休憩が多いとの意見もあることから、発言者各位が能率的な会議運営に考慮されますようお願いを申し上げます。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

12番 矢口龍人君。

[12番 矢口龍人君登壇]

○12番（矢口龍人君）

皆さん、おはようございます。

平成25年第2回定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。トップバッターということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

早速、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

1番目、非核脱原発平和都市宣言により、今後、原子力発電にかわる代替エネルギーへの考え方と取り組みについてでございます。

震災前の日本のエネルギー基本計画は、2020年までに新たな原子力発電所を9基、2030年までに14基を増設することで、原発の発電比率を53%程度に高めることになっておりました。その前提には、2005年京都議定書が発効、地球温暖化対策である温室効果ガス25%削減目標を達成するためでありました。

しかし、福島第一原発の大惨事により原発の安全神話は崩壊し、エネルギー基本計画も見直されることとなります。東海村にあります第2原発も冷却装置の一部損傷により、あわや福島第一原発と同じ運命をたどる一歩手前の状態であったそうです。茨城県沖を震源としたさきの震災規

模と変わらない地震発生の可能性もあると言われており、東海原発の廃炉、再稼働反対の請願には県内の27の市町村が可決しております。かすみがうら市議会では、平成24年第1回定例会におきまして趣旨採択となっております。

今後、原発に頼らないで環境にも配慮した発電をすることは、極めて厳しい状況に立たされることとなります。原子力発電を全廃し火力発電に切りかえると、日本の購入する化石燃料費は4兆円程度増加するとも言われており、その燃料費が私たちの使用する電気料金に跳ね上がっていくこととなります。また、地球温暖化対策にも影響を与えてしまうと思われま

す。①非核脱原発宣言により、原子力発電に頼らないまちづくりを行うとのことですが、原子力にかわるエネルギー確保には相当な覚悟と積極的な取り組みが必要ではないかと思われま

すが、お考えをお伺いいたします。本市の取り組みとして、住宅用太陽光発電設置事業や、太陽光発電研究会を設置し、積極的にソーラー発電事業に取り組んでおられますが、市内における太陽光発電事業の現在までの設置状況、並びに今後の発電計画、市内発電量に占める割合の推移についてお伺いいたします。また、事業に対する経済効果の推移と、将来の予測についてお伺いいたします。

現在、我が国の主要なエネルギー源である石油、石炭などの化石燃料は限りがあるエネルギー資源ですし、大気中の温室効果ガス増加により地球温暖化問題の根本的な原因でもあり、減らしていかなければなりません。

これに対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーです。これらは再生可能エネルギーと言われており、石油等にかわるクリーンなエネルギーとして政府もさらなる導入、普及を促進しております。本市における再生可能エネルギーの可能性とその効果についてお伺いいたします。

学校や教育現場が地域における地球温暖化対策の推進、啓発の先導的な役割を果たし、二酸化炭素削減や再生可能エネルギーの活用といった社会全体の取り組みに貢献すると考えられております。

4番目、教育現場での温暖化対策、エコ教育の取り組みと、自然エネルギーについての実施状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

2番、TPP参加による本市農業への影響と今後の展望についてであります。

環太平洋連携協定、TPP交渉へ参加することは正式に認められたことで、中でも農業への影響が大きいとされており、聖域とした米ほか5品目についても自民党内でもなかなか一本化できないでおります。夏の参議院選挙に向け、2020年までに農家の所得を倍増させる農業・農村所得倍増目標10カ年戦略を選挙公約に、耕作放棄地を解消して農地の集積を図り、六次産業化を進め、所得の倍増を目指すとのことですが、民主党時代も、所得補償制度や六次産業化と同じような内容で、本当に農家のためになる政策なのか疑問でなりません。

本市の基幹産業である農業は、就業者の高齢化と担い手不足やTPPの影響といった問題が山積しており、危機的な状態にあるのではないのでしょうか。こういった中で、この状況をどのように捉え、どんな構想を持って乗り越えていくのかをお伺いしたいと思

います。以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

矢口議員のご質問にお答えいたします。

1点目1番、原子力発電にかわるエネルギーの確保には相当な覚悟と積極的な取り組みが必要ではないかとのご質問にお答えいたします。

非核脱原発平和都市宣言につきましては、さきの本年度施政方針において宣言させていただき、本市として、自然エネルギーの積極的な利用を目指し、太陽光発電事業者と用地提供者のマッチング事業を初め、本市が抱える課題である遊休農地対策や新産業の振興、環境保全などへの対応の一環として取り組みを強化することとしております。

国の7府省においては、再生可能エネルギーの供給体制について、バイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまちづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進することとし、その一環として、地方公共団体等によるバイオマス産業都市構想の策定に対する支援を行うこととしております。まさに、このバイオマス産業都市は私が目指す本市の将来像の一つであると考えております。

このような中、先般、市内の民間企業等を中心とするグループの皆さんから、この支援制度の活用を打診されたこともあり、5月22日付で地域バイオマス産業化推進事業の公募に応募しておるところでございます。

今回の提案の採択については、国の予算上では全国で7件という厳しい見込みではありますが、採択の有無にかかわらず、非核脱原発平和都市宣言の理念に基づいて、市民や企業、行政などが適切な役割分担のもと相互に連携し、原子力発電に頼らない持続可能な地域社会システムをともに構築してまいりたいと考えておりますので、関係各位のご協力を切にお願いするところでございます。

1点目2番、太陽光発電事業の現在までの設置状況、並びに、今後の発電計画事業に対する経済効果の推移と将来予測について、1点目3番、本市における再生可能エネルギーの可能性とその効果については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

1点目4番、教育現場での温暖化対策の取り組みと自然エネルギーについての実施状況と今後の取り組みについては、教育長からの答弁とさせていただきます。

次に、6点目、TPP参加による本市農業への影響と今後の展望についてのご質問にお答えいたします。

TPPに関しましては、関税撤廃による貿易自由化で日本の輸出産業が活性化し、GDPの増加につながるというメリット面と、海外からの安い農産物の流入による国内農業への影響、規制緩和による食の安全に対する危惧、自由化等による現医療制度崩壊の可能性などのデメリットの両面が取り沙汰されています。

TPP参加の是非によらずとも日本の農業体質の強化は急務でありまして、現在の国内農業を

取り巻く環境は、担い手不足とそれに起因する耕作放棄地増加などの問題があり、それらの解消のためにも、農地の集積化や農業技術の革新、六次産業化などを進めることで、強い農業を構築していかなければならないと考えております。

政府においては、六次産業化を含めた農業・農村全体の所得を倍増するという目標を打ち出してございまして、今後、どのような政策を展開していくのかを注視していくとともに、近隣市や県などとも連携をしながら目標の実現に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

矢口議員のご質問1点目の4番、教育現場での温暖化対策の取り組みと自然エネルギーについての実施状況と今後の取り組みについてお答えいたします。

東日本大震災などの災害に伴いまして、電気のない生活の不便さを体験したり、地球温暖化のニュースを耳にするということで、児童・生徒の地球環境に対する意識は高まってきておりまして、環境教育はこれからも学校教育の教育内容として重要な位置づけをしなければならないと考えております。

温暖化対策につきましては、生徒会を中心にした生徒みずからの活動によるグリーンカーテンの設置、総合的な学習の時間などに、世界の国々の温暖化とその対策や、身近な地域や地球の環境保全に対する植物の役割などについての調査研究・発表、ストーブ使用時の室温測定、教室を離れる際の消灯などの取り組みを行っております。

エコ教育としましては、牛乳パック回収、エコキャップ回収、廃品回収、裏面未使用の紙の再利用などを行っております。

このように、学校としましては、系統的に学習を積み重ね習慣化を図ることによりまして、自然に親しみ、自然を愛する心を育てると同時に、植物が温暖化問題を初めとする環境問題の解決に大きくかかわっているということを学ばせ、自分ができることから環境問題対策を始めようとする態度を育てていきたいと考えております。

自然エネルギーについての実施状況と今後の取り組みについては、志筑小学校、下稲吉小学校、下稲吉東小学校に太陽光パネルを設置しております。また、電力コストの削減や省エネ意識を高めるために、昨年度、電力使用状況の表示ができるエネルギー管理システムを下稲吉中学校、下稲吉東小学校に設置いたしました。

エネルギー管理システムにおいては、表示装置を目に触れやすい廊下に設置することで、太陽光発電や省エネに興味を持つ児童がふえてございまして、児童の節電意識が向上し、不在教室の電気を小まめに消すなどの行動が定着してまいりました。

このように教育効果が高いということもあり、今後も設置校をふやしていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、1点目2番、太陽光発電事業の現在までの設置状況並びに今後の発電計画、事業に対する経済効果の推移と将来の予想について、1点目3番、本市における再生可能エネルギーの可能性とその効果についてのご質問にお答えいたします。

現在、太陽光発電事業研究会を発足し、ソーラー発電事業者と土地提供者を公募し、市内ソーラー事業の展開を支援しているところでございます。現在のところ、この事業により応募された土地についての設置はまだございません。

次に、事業に対する経済効果の推移と将来の予測でございますが、市への経済効果としては、施設を設置した際の償却資産や地目変更による固定資産税の増収などが見込まれます。

再生エネルギーの可能性は、住宅用太陽光発電施設及び事業用発電施設とも増加傾向にあり、現在、市といたしましても、住宅用発電施設について補助制度を実施しており、自然エネルギーの有効利用を図るとともに、環境に優しいまちづくりを推進していきたいと考えております。

再生可能エネルギーには、太陽光、水力、風力、バイオマス等があり、中でも太陽光とバイオマスは当市においても期待されるところであります。

太陽光発電は、既に市内においても民間による設置が進んでおり、当市でも昨年度、かすみがうら市太陽光発電研究会を立ち上げて推進しているところでございます。

バイオマスについては、原料生産から収集、運搬、製造、利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、バイオ産業を軸とした環境に優しい災害に強いまちづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を目指していきたいと思っております。

あと、最後になりますけれども、太陽光等の実績をお答えいたします。

まず、住宅用太陽光発電設置の24年、25年度の実績でございます。24年度につきましては104件でございます。25年度につきましては、現在のところ72件ということでございます。ワット数で813.44キロワットということでございます。

あと、東京電力のほうで確認いたしました産業用の太陽光発電及び市の補助で行いました住宅用の太陽光発電の関係で、市の全体の割合がわかりました。一般家庭の年間の使用量は約5650キロワットだそうございます。約、現在のところ4000世帯分ということで、227万6000キロワットということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

ありがとうございます。

では、再質問をさせていただきます。

原子力にかわるエネルギーの確保ということで、バイオマスタウンおくの話があったかと思っております。どのような内容の事業なのか、詳細についてご説明をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

ただいまの矢口議員さんの質問にお答えいたします。

市長の答弁でもございましたように、国の進める地域バイオマス産業化推進事業ということで、7府省の進める事業がございます。内閣府、総務省、文科省、農水相、経済産業省、国交省、環境省というところで進めている事業がございます。この事業は、地域バイオマス産業化支援事業ということで、地域バイオマスを活用した産業化と地産地消型のエネルギーの強化により、バイオマス産業を軸としたまちづくり、むらづくりを目指す地域による計画づくりを支援するものがございます。そうしたところに応募いたしております。

具体的には、全国でも予算的に7自治体とかという官民連携をとったところの7つの採択になります。そういったところから、狭き門なんですけど、そういったところで採択を受けましたらば、当市における具体的な木質とか、BDFとかについての具体的なものについて取り組んでまいりたいとこのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

そのバイオマス産業都市構想の提案等のことですが、この事業で再生可能エネルギーに取り組むということではなく、その前の段階ということなわけですか。計画づくりというふうなお話でしたけれども、そうすると、詳しく今後のスケジュールもあわせてご説明いただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

予定としましては8月ぐらいになろうかと思うんですが、その程度で採択が示されるのではないかと予想はしております。そうした上で、採択を受けた上で、構想策定体系というものを示しております。そうした中で各部会というものを想定しております。BDFの部会とか木質ペレットの部会とか、発電部会とかということで部会をそれぞれ立ち上げまして、その中で議論をしていただきまして、産業ということで結びつけていきたいということで考えております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

わかりました。

それでは、2番目の太陽光発電について再質問させていただきます。

太陽光発電事業研究会、これは土地所有者とソーラー発電事業者のマッチングを進めておるといふふうなご説明でしたけれども、現在のところ1件も事業化されていないとのことでしたけれども、どのような理由でできないのかお答えいただきたいと思っております。

それから、ソーラー発電事業のお話は市内あちこちから聞こえてくるんです。市として正確な

状況の把握ができていないのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

まず、ソーラー研究会であった成果の内容ということで、まだマッチングができていないということでございます。それで、理由といたしまして、業者のほうに電話で確認した結果がございます。その中では、まずは現地の公募をして面積が小さいというのが1つでございます。

あともう一つは、東京電力土浦市及び竜ヶ崎支社管内ではメガソーラーと、東京電力が言う言葉でございますけれども、メガソーラーの激戦区であり、その送電線の量が不足しているということでございます。送電線の量が不足しているということは、事業者が送電線の設備の投資、負担をするということになりますので、当初設備に負担増ということでございます。

あと、メガソーラー設置に伴う接道の問題や地目等の問題があるそうでございます。資材の運搬とかそういう関係の輸送等の問題と、あと地目と言いますので農転の関係とかそういうものだというところがございます。

この事業者のうち1社につきましては、電気量を確認した旨の連絡がありましたので、現在認定の調整中でございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

2点目のいろいろなほかの市内各地でソーラーの事業のお話があるんですけども、その件に関して市として関知しているのかどうかかなのか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

メガソーラーの事業としては、把握できる状況といいますのは、まず農転の申請ができていますとか、土地利用の関係で申請がとかということもございますけれども、土地利用の開発行為の関係ですと、区域内での指定の用途とかそういうものについては、聞いた話ですけれども、経産省の許可等の関係がないということで、そういう許認可がないということで、強いて言えば、同意していなければなかなか市のほうへは連絡が来ないということが一つだと思います。

あともう一つは、臨時開発の会議につきましても、市のほうへは一応 とか届け出が必要ということもございますけれども、これについては今 のところもございますけれども、届け出は1件ございます。

それで、実際現地を確認して、大体どのくらいかというのははっきりしたものもございます。設置済みということで、下佐谷地区、あと荻平地区、シモノゼミ地区、一の瀬、千代田地区ですね。あと、荻平、下大堤が準備地番でございます。あと、今から設置するという箇所につきましても、 指定の話は聞いておりますけれども、書類的なものでの判断ではございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

今、許認可の云々というお話ございましたけれども、リンジカイとかセイブ、これ1町歩を超えたものに関してはバンカイ、それから、掘削等、土地の地権が変わった場合は必ずこれ知事宛てに申請するという事になっていると思うんですけども、とにかく知事の県のほうに申請が行けば、市のほうへヒアリング等が来ると思いますけれども、その部分の該当するものが1件もないということよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

現在のところ、立地法の関連につきましては、県と協議中のものが2件ございますけれども、まだこちらのほうにはそれなりの許可とかそういうものは来ておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

それでは、あと農地の場合、農転が必要であると思っておりますけれども、先ほどのご答弁だと、農業委員会にも1件も届いていないというお話でしたよね。ちょっと確認したいと思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

もとい、農業委員会事務局長 小松崎 昇君。

○農業委員会事務局長（小松崎 昇君）

矢口議員のご質問にお答えいたします。

農業委員会としましては、発電事業の許可申請は2件出ております。1件は坂地区でございます。もう一件は安食地区で、農業委員会のほうは出ております。この転用に関しまして、5条になりますので、県南事務所のほうへ許可申請の書類をもう提出をしております。

それと、今矢口議員さんが言いましたように、私のほう、農業委員会のほうにも5件、6件ぐらいの相談は来ております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

面積ちょっとお話しいただけますか。今申請している面積。

○議長（鈴木良道君）

農業委員会事務局長 小松崎 昇君。

○農業委員会事務局長（小松崎 昇君）

坂地区は715平米で県のほうにもいっております。それで、安食地区は1万8173平米でございます。

ます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

税金でちょっとお尋ねしたいんですけども、事業用地は固定資産税がかかってくると、また、償却資産と税率の算出方法についてご答弁いただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

土地の課税につきましては、例えば、農地であったりという土地にその発電設備を設置した場合には、雑種地ということで宅地を基準とした金額を想定しますので、農地に比べまして税額はかなり高くなるかと思えます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

具体的に幾らなのか。もう既に男神のほうは管理になっているというふうなお話でしたので、お答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

土地を雑種地に変えて課税したのは、今のご質問にもありましたように、1件ございます。ただ、評価につきましては、個人情報ということになりますので申し上げることができませんけれども、畑を雑種地にした場合、この土地では大体二十何倍ぐらいの税額ということになっております。ただ、個別の土地なんですけれども、その土地によって近隣の宅地の評価額が変わってきますので、どうなるかというのはその土地一個一個の状況に応じて変わりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

償却資産は変わらないと思うんだよね。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

償却資産につきましては、参考までに、取得価格2億円と想定しましてその事業を実施した場合、20年間の償却期間を想定しますと、税額で約1900万円程度になります。

ただ、国が推進しております再生可能エネルギーの事業で実施した場合には、償却資産も課税標準額の特例がございまして、最初の3年間は課税標準額を3分の1軽減する規定がございまして

ので、この場合を想定しますと約1700万円という償却資産税の収入が見込めるかと思えます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

契約終了時には、それから、事業者が倒産などの事故により、ソーラーパネルを放置したまま行方不明になった場合のパネルの処分方法なんか産業廃棄物処理というふうになると思うんですけども、また、事業用地をどのように戻すか。課税対象が、固定資産税 パネルにかかってきますし、事業用地であればパネルを撤去して現状に回復しなければ課税対象のままなのか、その辺のところはどういうふうな見方をしているのかお尋ねいたします。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

課税上の扱いにつきましては、現況課税が原則となりますので、施設がそのまま残っている場合には発電事業と同様の課税ということになります。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

短期間のうちに多くの太陽光の話があるようでございますけれども、環境に配慮したソーラー発電が環境破壊を、先ほどのお話であったんですけども、招くよう。これは、土地所有者や市に迷惑がかからないような事業者の責任を明確にし、行政機関である市のほうできちっとチェックできるような、そういうふうな条例化が必要ではないかと私は思いますけれども、ご所見をいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

太陽光発電が途中で頓挫すると、発電そのものは機械に問題がなければ続くわけでありますが、きちんとした管理をしないと、例えば、ネズミに電線かじられちゃったなんていう場合は発電がとまっちゃう。それで、事業者が通さなくちゃいけない。それで、その地主が事業者である場合は全然問題ないわけですが、地主以外の方が事業者である場合は、そのまま地主が今後後の始末をすることになるし、きちんとした始末がされればいいわけですが、パネルは産業廃棄物になりますので、そういった問題も将来的には発生することが予想されます。

今の時点で、そこを想定してその条例化を今すぐ検討するということはありませんが、想定範囲内であることは間違いないので、近隣あるいは県と国との動きを見ながら、適切な条例制定必要であればやっていきたい。空き家条例と似たような性質なのかなとこう見えています。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

わかりました。

では、確かに発電の意味がなくなったという場合に、それにかかる費用が莫大であればやはり事業者も見えなくなるということもあるでしょうから、私は、もう今の段階で、そういう事業を起こす段階できちっとやっぱり法制化して、罰もというよりも、10年後に備えるということは必要じゃないかなというふうに思っております。

それでは、3番目の再生可能エネルギーの再質問にいきたいと思いますけれども、この出されております身近なみどり整備事業が平成20年から5カ年で事業が実施されております。財源として、県の負担の10分の10、森林湖沼環境税が譲渡されておりますけれども、荒廃した平地林や里山林の保全整備を目的としておりますが、詳細についてご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

身近なみどり整備推進事業についてご説明いたします。

県では、平成20年度から、湖沼環境税を活用した身近なみどり整備推進事業により、荒廃した平地林や里山の整備を行っています。

この事業は平成24年度が最終年度でございますけれども、5年間延長されました。事業に当たっては、市町村と森林所有者が10年間の森林保全に関する協定を結び、整備後、森林所有者が森林を適正に維持管理することが条件になっています。ほかに、実施要件といたしまして、1施行地の区域面積がおおむね500平米以上の区域であることということでございます。

また、事業内容につきましては、下刈り、間伐、枝打ち等でございます。また、間伐等の発生した木質のものについては、原則施行区域内で利用方が処分するというようになっております。間伐材等については、一般的にはその区域に置いてあるというような形だと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

5年間事業期間が延長されたというふうなことですけれども、1年目は、市が業者に森林整備工事として発注し、下刈りや枝打ちを行うというふうなことですけれども、森林所有者と保全管理協定を結び、10年間その土地所有者が森林の保全を約束するとふうなお話ですけれども、この森林整備により排出される間伐材や下草の処分ということで、持ち出すということではなくて、その山でそのまま処分するというのですから、そこに放置して後で腐ってなくなるのを待つというような状況だと思うんですけれども、再生可能エネルギーの中で、木質ペレットのお話が先ほどございましたけれども、私はこの木質ペレットとの連携を考えてみてはどうかなというふうに考えております。

先ほど、木質ペレットのお話がございましたけれども、事務等の業者が木質ペレットの製造機やペレットを燃焼させるストーブ、温水ボイラーなどの開発・製造を行っている会社がございます。私もことし1台ペレットストーブをちょっと購入しまして、効果を体験しておりますけれども、温風式で、排気は煙突を通して吸排するために室内の空気は汚れません。ストーブの中心に

赤々と燃える炎を眺めていると心が癒やされております。1台のストーブで年間100キロのペレットを燃料として使用するということですが、1キロ50円で約年間5万円の燃料代がかかるということですが、灯油等であれば1リットル80円です。カロリーは約2倍ということですから、約20円の差です。灯油の購入費というのはほとんどが中東などの王様のところに行くということですが、ペレットの燃料であれば、森林を持つ人、木を伐採する人、伐採した木をペレットにする人、ペレットを販売する人までがその1キロ50円の内訳に含まれるということですが。

ここ何十年か人が立ち入ることのなかった荒れ放題の里山が再生可能エネルギーの資源となるわけですが、住宅の解体材や剪定材など、産業廃棄物等扱いとなり有料で焼却されていたものが、木質ペレットであれば、このように今まで処分が有料だったものからも利益が望める、原材料からエネルギーを取り出す。私たちの身近な生活の場で供給ができれば、お金の循環が生まれ、地域の未来に希望が出てくるのではないかなというふうに考えております。地域のエネルギー自給率が上がれば上がるほど、地域に安心感が生まれ、将来に希望が生まれるのではないかなというふうに思いますけれども、市長もこの会社を視察に行かれたというお話聞いておりますので、市長のご所見をいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

木質ペレットのストーブ、市内の企業がそのストーブをつくっておりますが、年間100キロのペレットを消費するということでもあります。なかなかペレットの流通そのものが、いわゆる流通市場というのが余り確立されていないという問題があるようであります。今矢口議員ご指摘のように、市内で間伐材であるとか、あるいは森林の伐採等によって、そういう原材料は市内でも相当量出ているわけでもあります。そういったものをペレット化して、プラントでもできれば、そういう市内で発生するもので木質ペレットをつくって、それから暖房にしていくといういわゆる環境に優しい循環が生まれる。そういう意味では採算性等もありませんけれども、今後、大いに検討価値はある、そういうふうに私は認識しております。ましてや、市内企業がそれを広めていくということですので、広く現場等でもその採用について検討するようとの指示は出しているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

川崎市に、都市型バイオマス発電所というのが2011年から運転を開始しております。この施設は大分大きい施設で、約3万8000世帯の1年分の電力量を発電しているということですが、これ燃料は、住宅解体材や剪定木などの木質廃材を木質ペレットにして燃料にしておるとのことです。参考までにお話をしておきます。

続きまして、バイオディーゼル、BDFについてでありますけれども、これ牛久市では、廃食用油からBDFの製造を平成21年から行っておりますが、平成23年度の製造量が5万1600リッターを製造し、市公用車や公用バス、コミュニティバスのための燃料にして利用されているとのこ

とでございます。

農山漁村再生可能エネルギー導入可能性等調査が、特定営利活動法人のGIS総合研究所いばらきが本年3月に報告書を提出しております。耕作放棄地を利用した太陽光発電の賦存量調査で、かすみがうら市は県内トップの耕作放棄地総面積800ヘクタール、2ヘクタール以上の規模が62ヘクタールとの調査結果が出ております。

ふえ続ける耕作放棄地に菜種やヒマワリといったBDFの燃料となる作物の生産を行うこと、菜種は4月ごろから黄色い花が咲き出しますけれども、非常に美しいですね。また、ヒマワリは7月ごろに花が咲くわけでございますけれども、荒れ放題の原野の耕作放棄地がお花畑に変わるということでございますけれども、観光資源にも私はないかなというふうに思っております。ですから、「新エネルギーと花の町かすみがうら」なんていうキャッチフレーズに乗って、環境客の招致にもできる、可能ではないかなというふうに思います。もちろん、その畑から取れる油、これがバイオディーゼルですけれども、この普及活動はもう市を挙げて推進していただきたいというふうに思いますけれども、大変、市長の考えお尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ディーゼルについては、牛久、また土浦あたりでも食用油の回収事業を通じてやっているというふうな話も聞いております。そういったことで、ディーゼルの可能性というのは非常に高いと思います。

市内でも、そういったディーゼルを製造する、シャッシュシ的にはそのディーゼルハウの製造販売目的とする新しい会社が設立されたという話を聞いておまして、これはそういったいかに地域バイオマス産業化推進事業に公募したという経過があるわけでありますが、私は、市内の遊休地がもう物すごい面積に達しておりますので、活用策の一環として大いに有望であるというふうに考えておりますので、今後に期待したいということでございます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

それでは、④番の再質問をさせていただきます。

学校で活動するだけでなく、家庭も一緒になって取り組むことが重要だというふうに思っています。各家庭で省エネ、節水、リサイクル作戦が実施されれば、市全体での活推の前に効果的に環境会議もできると思います。

ごみ焼却場などへの見学もよいのではないかとこのように思っております。1日に出るごみの量、実際の施設の稼働状況やリサイクル、またごみ処理の仕方なども勉強するのもよいのではないかとこのように思います。

新治広域クリーンセンターでは、燃焼熱でお湯を沸かして、隣の広域老人福祉センターのお風呂にも利用しているとのことですので、子どもたちにも見てもらい、エコ教育に役立てていただきたいというふうに思います。

以上、教育長のご所見をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

矢口議員がご指摘のように、ごみ焼却場などの見学については現在も行っているところがあると思いますが、これからもどんどん奨励していきたいと考えております。心情面では自然を大切にするという心、それから、行動面では地道な取り組みということをご心がけていくしかないかと考えております。捨てればごみ、生かせば資源ということをご大事にして教育に当たっていききたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

何か現場での活動をいろいろご説明いただきましたけれども、小学校のころから正しい環境教育を受けていれば、自然に環境に配慮のできる感覚が身につくだろうと思っておりますし、実感できます。次世代を担う子どもたちが、環境を考えながら成長していくことをとてもうれしく思いました。今後ともご指導よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、TPPの関係でございますけれども、農地の集積化についてでございますけれども、政府は した農業再生行動計画の中で、農地集積を推進し、平地で20から30ヘクタール、山間地域で10から20ヘクタールの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す戦略を掲げております。

本市では、3年前ですか、高田公室長が中心となって当時担当されておりましたけれども、農地を中心的に取り組んでおりましたけれども、現在までの実績等ございましたらお答えいただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

集積について、トマトの栽培関係では集積の事業ということで推進していた経過がございますけれども、その件につきましては、他市町村のほうへその部分が移ったということで、実績はございません。トマトの企業等のそういう集積のお話もございません。

以上です。

[矢口議員「ちょっと、部長、質問答えていない」と呼ぶ]

○12番（矢口龍人君）

いいですか。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

今お尋ねしたのは、農地の集積化に取り組んでいるわけですよね。これの実績をお尋ねしたんです。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

失礼しました。

農地の集積化ということで、遊休耕地の関係でございますけれども、23年度でございますけれども、12件で10.1町歩でございます。次に、24年度で交付決定、5.4町歩の放棄地等も復活することで集積等につながっていくものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

なかなか今のご答弁ですと、集積化が難しいようなお話ですよ。先ほどちょっと言いましたけれども、800町歩こそ隠しあるというふうな内容の中で、実績が非常に、頑張ってはいるんでしようけれども少ない。どこにそういう限界があるのかお答えいただけますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

全体的には、農地の集積といいますと、ちょっと答弁も用意していなかったんですけれども、現況のほうを確認いたしますと、現況においては、レンコン等につきましてはそれなりの面積とかそういうものが集積されていると思います。それはなぜかといいますと、耕作的には1年間を通して耕作ができるということと、また、機械的にもコストが小さいということで、コストがかからないということで、それなりの集積とそれなりの経営規模が果たせるということだと思えます。

それに比べましたら、田畑につきましてはなぜできないかといいますと、やはりトラクターとかそういうもののコストもございまして、または、管理につきましても、なかなか人手の関係とかそういうものもございまして、人手とコストがかかるということでなかなかそういうことで集積ができないということだと思えます。

あと、まだそれなりに小さい耕作農地で当面の耕作をしているというのは、それなりの農機関係に とする農家への補助金とか、転作の補助金とか、そういうものがついて、それなりの経営ができていているということもあって、集積がなかなか進まないと感じております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

ちょっと厳しいご答弁でしたけれども、企業の参入にしても、先ほどありましたBDFの作物にしても、やはり大型機械化できないと不可能だと思うんです。

ですから、これは市長、本当に市を挙げてこの耕作放棄地対策には乗り出していきたい。もう本当にその耕作放棄地はますますふえていくという傾向だと思うんです。そういう状況なので、それをやっぱり逆にとって、地域の活性化につなげるというのが今大きな行政課題であると

いうふうに思っておりますけれども、市長のご認識と、また姿勢をちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

耕作放棄地については、1つの方策としては、いわゆる農業以外の分野に利用していく。典型的なのは太陽光発電事業なんかに農地を転用していくと、そういったことがあるわけですが、本来のいわゆる食料生産に農地を集積化していくと、これは農地、本来の第一。そういうことについて、ここ深刻な状態になっているのはご案内のとおりです。平均的な農業の担い手というのは、もう70歳の人が農業の中心的な担い手ということは、あと5年すると、後期高齢者がもう75歳の人なわけでありまして、そういう人たちが農業を今後大規模化していくというのは考えられないわけでありまして、当然、その農業の担い手が新規就農者あるいは企業、そういった方たちに担ってもらわなくてはならない。それはまず他産業から入ってくるということを想定しなくちゃならない。

そういう中で、いろいろ他産業から入りにくい状況が今できているわけです。

1つには、規制緩和ということ、いわゆる企業が農地を利用しやすくする。しかも、大規模宅地に利用しやすくするという規制緩和。これ、政府はそういう方向を打ち出しております。

あと、ことしからになりますが、国、茨城県でも、たしか私の記憶では4ヘクタール分だったと思うんですが、予算化されて、1ヘクタール単位の集積化を図る場合は手厚い補助をやる。これはかつて畑とか牧草地をつくったときに、農地改良事業なんていう、第三セクターがブルドーザーまで持って農地造成を行いました。もう30年以上、三、四十年前のことではありますが、その方式で、いわゆる第三セクター的なもので遊休農地を使える農地を集積化するという県の方法も、今年度から大々的に県でも力を入れているみたいです。

さらに輪をかけて、さっき議員がご指摘の安倍内閣になってから、20ヘクタール、30ヘクタール、最低でも10ヘクタールになれるという農地集積を今後図っていく。もうそうなったときには、担い手は、個人的な法人も含めてもう企業以外はないとそう言っても過言ではないかと思います。

そういった意味で、BDFの国内、市内で立ち上がった企業というのは、当面30ヘクタールを目指しているということで、既に10ヘクタール単位での土地が借りられたという話を聞いておりますので、ここ急速に、ここ四、五年、その集積化の採用というのはどんどん進んでいくと思います。市もそういった情報をきちっと把握しながら、なかなか市の単独事業というのでは、土地をどんどん補助事業でやっていくということはこれできませんけれども、国・県の補助事業、あるいは方向性と協調しながら一緒になって進めていきたいとこういうふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

よろしくお願ひしたいと思います。

TPPに参加するということになれば、関税が撤廃ということでございますので、この辺は市として海外進出をぜひ推進していただきたい。ちなみに、茨城空港もございまして、大手商社並

びに日本貿易振興機構ジェトロなどへ積極的に職員等派遣して、情報交換に努めていただければというふうに思います。

T P Pの参加国の中にベトナムが含まれているというふうに思うんですけども、せんだってちょっとお聞きしたところによると、ベトナムの中の市とかすみがうら市が友好関係を結ぶというようなお話をちょっと伺いましたけれども、詳しいお話がいただければ、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ベトナムの話であります、これ実際10日ぐらい前ですが、ベトナムヴィン市というところ、これはホーチミンが生まれた場所でありまして、ベトナムのちょうど中央部からちょっと北寄りの町であります、その区というか、その収入が300万ぐらいの都市らしいです。

たまたまベトナムの国ではやっているのは仏教国でありまして、ハスの花が国の花になっております。しかし、向こうのハスというのはいわゆる食べる習慣がないみたいで、日本みたいないわゆる食用のハスの栽培を行っていない。いわゆる花の部分で国の花としてあがめているとか、そういう国がベトナムです。

たまたま知り合いを通じまして、知り合いというのはベトナムと経済交流を、ビジネスセンサー ということで経済交流を進めている団体がございます。日本ベトナムビジネスブリッジというグループなんです、そこの専務とたまたまある機会に知り合いになりまして、日本は、かすみがうら市は日本一のハスの産地だという話をしましたら、ぜひそういつたつてで今後交流を進めていきたいということで、たまたま日本ベトナムの友好関係が始まってから40周年目に当たる年。ヴィン市で6月9、10、11の3日間、その記念事業があるので、市長に来てくれという話がありました。最初、9、10、11というのは、10日あたりは一般質疑はもうないかなと思って、私行きたいと言ったら、だめだと言うので、とりあえずビジネス関係もありますので、かすみがうら市のライオンズクラブのメンバーにお話をしまして、会長を通じて3名ほど行くということになりました。また、田谷議員にちょっとお話をしましたところ、田谷議員が、じゃ私の親書を持っていってくれるということになりまして、8日に出発するというので段取りがとれまして、あと、将来的には、ベトナムは非常に人材が豊富であります、真面目な。日本に対して、ベトナムとかミャンマーとかタイなんかは非常に日本に対して友好的であります。中国とか朝鮮というのは、韓国というのは、朝鮮半島は余り日本に対していい感じを持っていないわけですが、逆に、ミャンマー、この前安倍さんがミャンマーに行きましたけれども、非常に歓待されている。タイなんかはもう既に相当の日本企業が進出してあります。ベトナムは社会主義国なのでずっと残っておったということで、開発も相当おこなわれております。そういった意味で、日本の産業も誘致したいし、あるいは、人をこちらに送りたいというようなこともありまして、将来的にはビジネスには来たいということ。同時に、日本では今、福祉介護の職員等が不足しておりますから、そういった部門で人材提供としての期待もできるのではないかと私は考えております。

そういった意味でちょうどいい機会でありますから、そういった関係者も含めて6名の訪問団を結成をいたしまして、まだ結団式はやっていないんですが、団長に私の親書を持って向こうに

行っていただいて、今後、友好都市関係に行けるかどうかも見きわめをつけてきていただいて、できればそういった方向に行きたいなど期待をしているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

期待させていただきたいというふうに思います。

本市の農政の一番の課題として常に上げられておりますのが、就労者の高齢化と担い手不足でございます。いろいろな理由があると思いますが、私なりに考えたときに、生産量に応じた補助金を出して農家を保護するというのがこれまでの農政の基本的スタンスであったわけで、その補助金の原資となるのが輸入農作物にかかわる関税だったのではないかと思います。これまで関税に裏づけられた高い農産物価格で農業を保護してきたのですが、それでも日本の農業は衰退に歯どめがかからなかったというわけだと思います。

今回のTPPの参加により、いずれは農作物への関税も撤廃になるかと思われま。本市の農政においてはそうなることを想定して、いち早く本市独自の成長戦略を策定していただき、農家が安心して生活できる、そういうようなまちづくりをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時12分

再 開 午前11時22分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

発言訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

すみません、訂正させていただきます。

先ほどの太陽光発電の実績におきまして、太陽光発電事業用、家庭用、全体合わせて227万6000キロワットが見込めるということでお答えしました。その中で、約4000世帯ということでご説明いたしましたけれども、400世帯に訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

続いて、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。

日本共産党の佐藤文雄でございます。

安倍政権は、アベノミクスの経済政策を最大の売り物にして、7月の参議院選挙を戦おうとしております。しかし、安倍政権が3本の矢などと宣伝しているものの実態は、国民の暮らしと経済を破壊する5本の毒矢、投機とバブルをあおる異常な金融緩和、不要不急の大型開発へのばらまき、成長戦略の名による雇用ルール弱体化、消費税増税、社会保障大改悪にほかなりません。この矢の中には、国民の所得、働く人の賃金をふやす矢は1本もありません。あるのは、所得と賃金を奪う矢ばかりであります。

今必要なのは、消費税増税を中止し国民の所得をふやすこと。そうすれば、内需がふえ、売り上げも伸びて、経済が元気になります。これこそ景気回復の大道であります。

日本共産党は、賃上げと安定した雇用の拡大で働く人の所得をふやす。消費税増税を中止し、財源は消費税に頼らない別の道で確保する。現役世代も高齢者も安心できる社会保障を築く。内需主導の健全な成長をもたらす産業政策への転換を図る。以上4つの柱によって、国民の暮らしと経済を立て直すことができると考えております。

日本共産党は、暮らしと経済、原発、外交、憲法、歴史問題とあらゆる方面で暴走する安倍政権に対して、抜本的対案を示し、正面から対決して戦う決意であります。

私は、その立場から一般質問を行います。

1つ、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について。

福島第一原発事故による放射能汚染は、市民に大きな不安と心配を引き起こしました。特に小さな子供や小中学生を持つ若い母親を中心に不安が広がりました。事故以来3年目を迎えた現在、放射能汚染の問題は次第に人々の話題から離れつつあるように見えます。

しかし、一度降った放射能は、半減期はあっても消え去ることはありません。放射能被曝は、少量であっても、将来がんなど健康被害が起きる可能性があります。放射線被曝の健康への影響はこれ以下なら安全というしきい値はなく、少なければ少ないほどよいというのが放射線防護の大原則であります。

私は、その観点から、放射線への感受性が高い子どもたちの健康を守るために取り組みを継続していくことの必要性を強調してまいりました。遅々として進まなかった市当局の放射線対策も、きめ細かな測定や健康調査への助成等も行われ、一定の前進が見られるようになりました。

そこで質問です。

放射線のきめ細かな測定と除染の取り組み及び汚染土壌の保管対策について、放射性物質に汚染した本市の状況を記録し、報告書として残すことについて伺います。

放射能被害の増大を最小限にすることが行政の役目であります。それには、継続的な調査、測定、除染などを実施することです。きめ細かな測定の継続と結果の公表及び図式化などについて、除染した土壌の保管容器の確保について。

つくばみらい市でも一般住宅の除染活動の作業に着手しました。本市においても実施すべきであります。

放射線障害は20年後、30年後にあらわれます。したがって、放射性物質に汚染した本市の状況を記録し、報告書として残す必要があると考えます。

以上、4点についての答弁を求めます。

第2、学校・保育所給食の安全確保と農畜産物及び魚介類の検査体制、検査機器の有効活用についてお伺いします。

外部被曝については、身の回りの放射線量を測定し放射線量の強い場所を確認し、近づかない。あるいは、除染を行い、なるべく被曝をしないように生活することです。しかし、内部被曝の場合は、放射能を飲み込んでしまえば、距離はほとんどゼロですから、体内で直接影響を受けることになります。したがって、一番重要なのは汚染されているものを食べないことです。

給食食材の検査体制の充実、週1回から複数回及び事前検査について、農畜産物及び魚介類の検査の利用現況について。

また、出荷制限されていても販売目的ではない個人的に出回っている食品、例えば、タケノコやシイタケ、タラノメなど山野草などがあります。このような現況から考えれば、生産者に限定せず、市民から持ち込む食品も検査することです。

以上、3点について答弁を求めます。

3番目、東電への農畜産物及び水産物にかかわる損害と市の対策費用の請求現況についてお伺いいたします。

東電は、学校給食食材や事業者の風評被害に対する放射能検査費用を賠償する意向を示したとの報道があります。改めて、東電への農畜産物及び水産物にかかわる損害と市の対策費用の請求現況について、2年にわたる経過報告と学校給食食材や事業者の風評被害に対する放射能検査費用の賠償請求について伺います。

4番目、霞ヶ浦の放射能汚染の対策の具体的取り組みについてお伺いいたします。

市長は、霞ヶ浦に流入河川を持っている市町村で構成された霞ヶ浦問題協議会、会長は中川土浦市長ですが、これを活用し提案をしていきたいと回答いたしました。私は「この協議会の総会が5月にある。その前の役員会で放射能汚染対策について正式な議題として取り上げるように」と市長に要請をいたしました。その後の経過、国や県、関係機関との連携による調査等の現況について、市長の答弁を求めます。

5つ目、原発事故子ども・被災者支援法について、積算線量計を用いて年間被曝線量を推定するモニタリング調査など、市の取り組み状況についてお伺いいたします。

2012年6月に成立した原発事故子ども・被災者支援法では、子どもが放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、子どものときに一定基準以上の放射線量の地域に住んでいた場合、健康診断が生涯にわたって実施されるよう国が必要な措置を講じることとされております。

2011年3月、福島第一原発事故により、茨城県、千葉県北西部、埼玉県南東部は、3月15日、21日に放射線プルーム、いわゆる放射能雲であります。が通過したことにより、高濃度の汚染地域となりました。また、この地域では、放射性ヨウ素による相当の汚染があったことが各研究機関の調査によって解明されつつあります。

しかし、当時は国から屋内退避の指示もなく、多くの子どもたちが放射線ヨウ素による被曝をしたと考えられます。

当市では、汚染状況重点調査区域の指定を受けませんでした。これまでの航空機モニタリングや測定結果でも明らかのように、当市も、指定された土浦市やつくば市と同等の地域であると

考えます。茨城県市長会では、県全体を原発事故子ども・被災者支援法の支援対象地域に指定するよう国に要望していくことを全会一致で決めておりますが、当市での具体的な取り組み状況についてお伺いいたします。

また、前議会で、積算線量計を用いた市民個人毎の年間被曝線量を推定することについて、モニタリング調査を実施することを要請いたしました。その検討結果の報告を求めます。

大きな2番目、総合的な子育ての支援策について。

親の雇用の悪化で、児童のいる世帯の平均所得は、1996年の781.6万円をピークに2010年の658万円へ、100万円以上も大幅に減少しました。しかも、日本の子どもの貧困率は先進20カ国中4番目の高さであります。社会の標準的な所得の半分以下しかない家庭の子どもは300万人以上に上ります。子育てしやすいかすみがうら市を目指すならば、子育てする家庭に対して具体的な財政支援を行うこととなります。

そこでお尋ねいたします。

小中学校の父母負担軽減の具体化と学校給食の無料化についてお伺いいたします。

小中学校の父母負担の軽減を何度となく要請してまいりましたが、改善の兆しが見えません。軽減の障害となっている点について具体的に説明をお願いします。

また、学校給食の無料化についてですが、当初は、学校給食法第11条の規定によって保護者負担は当然との対応でしたが、学校給食への補助を認めた文科省通知があることを示すと、一転して、財政的に困難だとの回答に変わりました。

一方、宮嶋市長は、5月17日のブログで「来年度の重点政策として、新規にメリハリのきいた1億円以上の子育て支援策を起案するよう指示した」とありました。民間委託や巨大センター方式など学校給食を効率化する動きが広がっている中で、直営方式を守り、町内全ての児童・生徒を対象に給食費を半額補助している自治体があります。人口6500人の千葉県でも最も小さな神崎町であります。当市では保護者の負担する給食費の総額は年間で約1億6400万円ですから、その半額となると約8000万円であります。学校給食を半額補助することも検討対象となると思いますが、答弁を求めます。

2番目に、就学援助制度の拡充について伺います。

就学援助制度とは、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費など学校教育法に基づいて資金を支給するものであります。当市では、今年度から、クラブ活動費、そして生徒会費、PTA会費についても拡充しました。加えて、生活保護基準の1.3倍から1.5倍にすること、申請について自己判断ができるような目安となる所得額を示すこと、市の広報紙やホームページに掲載することが必要だと思っておりますが、その3点の答弁を求めます。

3番目、学童保育の充実（小学校4年生から6年生まで）、その実施計画について伺います。

学童保育については、子ども子育て関連法案の成立に伴い、児童福祉法が改正され、小学校6年生までを対象とすることになりました。当市の現況と実施計画について報告を求めます。

大きな3番目、固定資産税のあり方についてお伺いいたします。

私は、平成21年9月と12月の定例会で、20年以来非課税の対象となっていた公衆用道路が雑種地に変更され、課税対象となった問題についてただした経過があります。

千代田地区の市街化区域には、起点・終点が公道に接道している行きどまりの道路が多数見ら

れております。今でも、市民から何とかならないかの声が上がっております。土浦市では、土浦市条例施行規則の固定資産の減免というところに「2戸以上の住宅の用に供している行きどまりの私道について何らかの通行制限を行っていないもの、当該固定資産税にかかわる税額の全額を非課税扱いに減免する」となっています。私は、土浦市の例に倣い、非課税としていた公衆用道路を雑種地に変更して課税した問題について、もとに戻すべきだと考えますが、市長から答弁を求めます。

大きな4番目、国民健康保険税を命と健康を守る制度に。

国保税が高くてとても払えないとの声があふれています。市長は、近隣市並みに引き下げたと言いますが、人頭税とも言われている均等割を引き上げた結果、収入（所得）の少なく、家族が多い世帯にとっては大幅な引き上げとなってしまいました。

そこで質問ですが、国保税の減免取扱要綱減免基準作成及び医療費の一部負担減免申請について、特に、収入の少ない被保険者に対する施策について伺います。

私は、土浦市の例を挙げ、少なくとも国保税の減免制度に生活困窮者分を含めた規定になるよう求めました。市民部長は答弁で、今年度4月実施に向けて整備を進めるとしましたが、その進捗状況について答弁を求めます。

また、医療費の一部負担減免申請については、加入者に対する徹底した広報が肝心です。どのような方法で周知したのですか。その後、市民からの減免申請はありましたか。答弁を求めます。

2番目、国保の未交付の状況の解消について伺います。

国保税が高過ぎて払えないために、無保険となって、必要な受診ができず命が奪われている。2012年の全国の民主医療機関連合会の調査結果で明らかにされました。当市でも、国保証の未交付状態は解消されておりません。その後の進捗状況と、国保加入者で事実上保険証を持たない方はどれだけいるのか、答弁を求めます。

大きな5番目、公共下水道の問題について。

まず1つ、県生活ベストプランにかかわる市の生活排水処理施設整備計画についてお伺いいたします。

茨城県は、平成21年10月26日、生活排水ベストプランの改定を公表しました。前回の改定時から6年が経過し、近年の人口減少などの社会情勢の変化に対応する必要があるため、おのおのの整備区域について市町村ごとに見直しを行うということですが、当市の整備計画について、現段階の進捗状況と今後の予定、全体的な見直しについては考えているのか答弁を求めます。

2番目、下水道加入率向上に向けた目標設定について伺います。

下水道加入率については、千代田地区は99.9%ですが、霞ヶ浦地区は71.9%で前年比1.1%の伸び。問題なのは、私が毎回指摘している加茂・牛渡地域流域特環下水道の加入率であります。加入率53.6%で前年比2.2%の伸びで、全く改善されていません。市長はこの現状をどのように捉えていますか。そして、加入率向上に向けた対策を考えているのですか。加入率について年次の目標はあるのか、以上3点について答弁を求めます。

3つ目、特環公共下水道の加茂処理分区の問題について伺います。

特定環境保全公共下水道事業で、今年度も加茂地区の管路実施設計業務委託費が計上されております。私は、費用対効果を検証した結果この事業が行われたものとは思いません。まさに不要

不急な事業であり、全面的な見直しが必要だと考えますが、答弁を求めます。

6、安心・安全なまちづくり（防犯灯と生活道路）についてお伺いいたします。

防犯灯の設置基準の策定についてお伺いいたしますが、私は、前回、守谷市の例を挙げ、本来防犯灯などは全額市が負担することが当然だとたどしましたが、市長からまともな答弁はありませんでした。

そこで、改めて伺いますが、県内市町村における防犯灯などの設置及び維持管理についてはどうなっているのか。省エネの観点から、LED化の促進を図るべきだと考えますが、通常の蛍光灯からLEDにした場合、電気料金についてどうなっているのか。また、設置基準の検討結果も含め、3点の答弁を求めます。

生活道路の維持管理について伺います。

前回、生活道路の維持管理について基本的な答弁をいただきました。私は、新規建設中心の公共事業から道路、橋の維持補修など老朽化対策へシフトするべきだと考えております。改めて、住民からの要望などの現況について、年次的対策について答弁を求めます。

大きな7つ目の、向原土地区画整理組合事業についてであります。

この事業は、当初から、組合施行といいながら市当局が事実上組合を仕切り、半ば強引に推進してきたものであり、事業面積6ヘクタールに対して既に6億円以上もの公金が投入されております。しかし、保留地が完売されなければこの事業は終わりません。

そこで質問です。

保留地の一括譲渡による欠損額増加についてお伺いいたします。

前回の答弁で、市長は、早期解散に向け一括譲渡を視野に入れた保留地販売の値下げを行うと述べました。その後、情報によれば、売れ残った保留地は不動産会社に一括譲渡販売したとのこととあります。欠損金の増額も含めて、具体的な数値について報告を求めます。

2番目、損失補償について、税金投入の可能性について伺います。

この事業は、都市計画決定もされず、都市計画道路の一本もありません。地形的には全く袋小路の状況となっております。私は、この事業は、公共性が担保されない、一民間の宅地開発事業と同じだと考えます。しかし、市長は相変わらず、組合の負担軽減を図る必要が生じた場合は、市からの税金投入の可能性もあると答弁をしています。私は、さらなる税金の投入は一部地権者への利益の供応となると考えます。この点について、改めて市長からの答弁を求めます。

8つ目、水道事業について。

私は、これまで、県の過大な水需要計画（水のマスタープラン）の実態を明らかにし、八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業などの無駄な水開発事業をやめるよう要請してきました。

そこで質問ですが、県のいばらき水マスタープランの実施協定の変更について、神立駅東部地域整備構想にかかわって伺います。

県が無駄な水開発事業を推進する根拠としているのが市町村との実施協定であります。市長は、前回、県企業局に対して協定の見直しについて申し入れたと答弁していますが、この協定が結ばれた当時と現在では人口想定は明らかに違っております。特に、市長が出島村長だった20年前、神立駅東部地域整備構想というのがあり、その構想を根拠に協定の増量変更を行っております。私は、この構想自体とつくと破綻しているわけですから、協定の縮小、変更は当然できると思

ますが、その後進展はあったのでしょうか。市長からの答弁を求めます。

2番目、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業など水開発事業と水道料金の関係についてお伺いいたします。

安倍政権は、八ッ場ダムなど無駄な大型開発事業を復活させようとしております。復活した自民党型ばらまきのツケを払うのは結果的には国民です。一方、県企業局は、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業などが完成すれば維持費や減価償却費などは飛躍的にかさむとして、県からの水の供給を受けている関係市町村からの水道料金の値下げを拒んでおります。これらの大型事業が完成した場合、当市の水道料金はどのようになるのか試算しているのでしょうか。答弁を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時20分から再開いたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時22分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目1番の放射能のきめ細かな測定と除染の取り組み及び汚染土壌の保管対策については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

1点目2番の学校・保育所給食の安全確保と農畜産物及び魚介類の検査体制、検査機器の有効活用については、教育部長、保健福祉部長、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

1点目3番の東電への農畜産及び水産物にかかわる損害と市の対策費用の請求状況については、環境経済部長及び総務部長からの答弁とさせていただきます。

1点目4番の霞ヶ浦の放射能汚染対策の具体的な取り組みについて、国や県関係機関との連携による調査の現況については、環境経済部長、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

1点目5番の原発事故子ども・被災者支援法については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目1番の小中学校の父母負担の軽減と学校給食の無料化について、2点目2番の就学助成制度の拡充については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

2点目3番、学童保育の拡充については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

3点目1番の固定資産税のあり方についてお答えいたします。

ご指摘につきましては、平成21年度において非課税としていた公衆用道路を雑種地に変更して課税した件と承知しておりますが、当時の判断につきましては適切な判断と認識しているところでございます。

しかしながら、公益性が確保できると判断できれば、見直しも含め検討したいと考えております。

4点目1番の国保税の減免基準作成及び医療費の一部負担金減免申請等について、また、4点目2番の国民健康保険証の未交付状況の解消については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

5点目の公共下水道問題については、土木部長からの答弁とさせていただきます。

6点目1番の防犯灯の設置基準の策定については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

6点目2番の生活道路の維持管理について、住民からの要望の現況と年次的対策については、土木部長の答弁とさせていただきます。

7点目1番の保留地の一括譲渡による欠損額増加については、土木部長からの答弁とさせていただきます。

7点目2番、損失補償について、税金投入の問題についてのご質問にお答えいたします。

現在、向原土地地区画整理組合は、保留地の販売も全て終了し、認可期間も延伸申請をしない限り今年度をもって終了することから、解散に向かっているところでありますが、経済事情等の悪化を初めとする各種要件により最終負債額が増大し、理事及び組合員で対応することが極めて難しい状況にあります。

本事業は、千代田町の時代から民間事業ではありますが、公共性の高い事業として位置づけられ、当時の町助成金や国補助金を投入してきた経過があり、また、平成15年から現在まで、銀行への信頼性の向上を図るべく損失補償を認めてきた経過があります。これらは、当時の執行部からの提案案件ではありますが、議会側においても承認をしていただいたものであります。

このように、設立時やその後の市執行部の組合へのかかわりや議会のかかわりの経過を踏まえ、これ以上の債務を増大させないためにも、今年度中の解散を目指すべきであります。

先般、議長宛てに、向原土地地区画整理組合理事長名において解散に向けた助成の要望書が届いていると思いますが、市長宛てにも来ておりますので、今後、対応について議会側とも協議しながら考えていきたいと考えております。

8点目の水道事業については、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

佐藤議員さんの質問にお答えします。

1点目1番、放射能のきめ細かな測定と除染の取り組み及び除染土壌の保管対策について、並

びに、放射線物質に汚染した当市の状況を記録し、報告書として残すことにつきましてお答えいたします。

まず、きめ細かな測定の結果の公表及び図式化についてでございますが、市では、163区画561カ所の地上1メートルにおける放射線測定を実施し、その結果を地図に落とし、放射線マップとして市ホームページにおいて公表をしているところでございます。

次に、除染土壌の保管容器の確保についてでございますが、保管容器につきましては、放射線の遮蔽能力などによりさまざまな種類がありますので、土壌の発生量、保管期間、経費、必要性を含め、担当部署とも協議しながら総合的な観点から検討してまいりたいと考えております。

次に、一般住宅の除染についてでございますが、つくばみらい市におきましては、汚染状況重点調査地域の指定を受け、国の補助事業として実施しております。本市においては指定を受けておりませんので、今後とも、放射線測定器の無料貸出制度の活用によるマイクロスポットの確認と適宜除染をお願いしてまいりたいと思っております。

次に、放射性物質に汚染した当市の状況を記録し、報告書の作成についてでございますが、ご質問のように、当市におけるこれまでの対策や測定データ等は将来にわたり貴重なデータであると認識しております。今後とも引き続き測定等を実施してまいりますので、過去の対策や測定データを含め整理を進めながらまとめてまいりたいと考えております。

1点目3番のうち、市の対策費用の請求状況についてお答えいたします。

市として行った東京電力株式会社への放射線対策費用の請求につきましては、これまで2回実施しており、合計1952万7566円となっております。これまでに支払いを受けた金額につきましては、合計で856万3824円ということになっております。

1点目5番、原発事故子ども・被災者支援法についてのご質問にお答えいたします。

東京電力原子力事故により被災した子どもを初めとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律につきましては、放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないため、一定基準以上の放射線量を計測される地域の居住者等、特に子どもに配慮をし、生活支援等施策を推進することにより、被災者の不安解消及び安定生活を実現させることを目的として、昨年6月に成立をいたしております。

この法律の中で、国の責務として基本方針の策定等が明記をされておりますが、現時点におきましては、支援対象地域なども明確にされていないことにより、本年2月28日に茨城県市長会からも要望書等が提出されているところでございます。

市としても、現在実施をしております放射線測定等を継続しながら、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

6点目1番の防犯灯の設置基準の策定及び全額市の負担とLED化の促進につきましてお答えいたします。

まず、県内市町村における防犯灯等の設置及び維持管理についてですが、県内44市町村のうち、防犯灯の設置及び費用を全て負担している市町村は25団体、そのうち電気料等の維持管理を負担している市町村は16団体、市町村と自治会がそれぞれ負担している市町村が9団体ということになってございます。また、市町村と自治会等がそれぞれ設置している市町村は17団体、そのうち

維持管理費を市町村を自治会がそれぞれ負担している市町村が16団体、自治会が負担している市町村が1団体となっております。また、自治会等で設置している市町村が2団体ありまして、そのうち維持管理費を市町村が負担しているところが1団体、自治会で負担している市町村が1団体となっております。

次に、従来の蛍光灯からLED電灯に交換した場合の電気料についてでございますが、本市に設置された防犯灯は約6000基ございます。そのうち約5600基が20ワットを超え40ワットまでの区分に分類されております。従来の蛍光灯と同じ照度のLED電灯の消費電力は蛍光灯の約2分の1と言われておりますので、仮に5600基をLEDに変更した場合、その区分はワンランク下の10ワットを超え20ワットまでの区分に該当をし、現在の年間電気料約2200万円のうち、年間約700万円程度削減が期待できる計算になります。

ただし、このLED化につきましては、相当の財政負担も伴いますので、効果的な助成制度や現行システムを総合的に整理しながら研究してまいりたいと考えております。

次に、防犯灯の設置基準についてでございますが、現在、市では、かすみがうら市防犯灯・街路灯設置要綱に基づき防犯灯の管理を行っておりますが、この要綱には具体的な基準の明記がなされていない状況です。

このようなことから、基準の設定につきましては、新たに制定するのではなく、従来の要綱の中で整合性を図りながら明確な基準を盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

佐藤議員さんの質問にお答えいたします。

1点目2番のうち学校給食の安全確保についてお答えいたします。

学校給食に含まれる放射性物質については、各校週1回の頻度で、調理場で調理した給食を測定し安全性の確認をするとともに、市ホームページで公表を継続実施しているところでございます。1日当たり3検体を測定し、1週間で調理している15校全ての検査を実施し、これを現在も継続している状態です。

これまでのところ全て不検出であります。今後も安心して給食を提供できますよう引き続き測定を行っていきたいと考えております。

事前検査についてのご質問ですが、現在の給食の運営状況は、規模によっては、検査用の食材を必要量確保するために別途調達しなければならない場合も考えられることなどもありますので、当面は現在の体制での継続を考えております。

続きまして、2点目1番、小中学校の父母負担の軽減と学校給食の無料化について、2点目2番、就学助成制度の拡充についてのご質問にお答えいたします。

各学校においては、給食費を初めまして、遠足や宿泊学習、修学旅行の積み立て、学年学級費、PTA会費などの費用は、子どもたちの活動の充実や学習内容の習熟、定着を深めるために保護者の方に負担をいただき、活用されているものでございます。

実態としましては、給食費以外の負担を見ますと、小学校の平均では2年生が一番少なく、年間約1万6500円、6年生が一番多く、約2万7000円となっておりますが、昨年度と比較してやや軽減されております。中学校の平均では修学旅行までが多く、2年生が約9万5000円です。3学年になると約5万5000円となりまして、全体的に昨年度よりも負担としては軽減されてございます。

各負担金につきましては、毎年、学年学級懇談会等で保護者の皆様に提案され、ご理解をいただいた上で徴収されているものと理解しておりますが、校長会や学校訪問などの機会を捉えて、なるべく少ない負担の中で教育効果を上げるよう、より一層の配慮を指導してまいりたいと考えております。

学校給食の無料化につきましては、これまでもご質問いただいております。経済的に困難な保護者に対しましては就学支援により支援を行っておりますが、全児童生徒を対象とした無料化については現在のところ実施してはございません。しかし、ほかの子育て支援策との関連も踏まえながら、無料化については引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、就学援助制度につきましては、今年度から、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費等を追加し、拡充を図ったところでございます。

ご質問の認定につきましては、生活保護基準の1.3倍を目安として認定を行っております。これら認定基準及び扶助項目につきましては、市町村によって設定が異なる状況ですので、近隣市町村の状態や本市の学校納付金の状況などを調査しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、自己判断ができるような所得額の提示の件につきましては、年齢や住宅に係る費用、障がいの有無など多岐にわたる分類に基づき計算を行うため、精度の問題はございますが、参考となるモデルケースの明示等、わかりやすい形で公表ができますよう工夫をしまして、公表については検討したいと考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

○保健福祉部長（木村正美君）

それでは、佐藤議員さんの1点目2番のうち、保育所給食の安全確保についてお答えいたします。

保育所の給食食材の検査につきましては、市立保育所4カ所及び民間保育所3カ所の7施設について、毎週月曜日から金曜日の午前中に調理前の食材を検査しております。

より安全な食材を使用し、なおかつ測定を実施しているため、これまでの検査の結果からは放射性物質は検出されておられません。今後とも、子どもたちの安全・安心を確保するため、関係部署と協議の上、引き続きよりよい方向で保育所給食の安全確保に努めてまいりたいと思います。

2点目3番、学童保育についてのご質問についてお答えいたします。

学童保育につきましては、各小学校を対象に、大塚、稲吉、新治の3児童館を含めて公設児童クラブ16カ所、民設児童クラブ4カ所、合計で20カ所で児童クラブが開設されております。

一部の小学校、児童館を除いては、高学年の受け入れができるよう関係部署や小学校との協議の上、小学校の余裕教室の確保をし、教室の整備を行ってまいりました。

しかしながら、児童数が多い下稲吉小学校区及び下稲吉東小学校区におきましては、教室の確保や施設整備が困難であるため、放課後児童クラブの拡充は厳しい状況でありますので、小学3年生までの申し込みとさせていただいております。

今後の対応といたしましては、下稲吉小学校区及び下稲吉東小学校におきましては、現在計画されている新設保育園に学童施設の併設が計画されております。それでも厳しい状況にありますので、関係部署や小学校、地域の民間事業者とさらなる協議を進め、高学年まで入所が可能となるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、1点目2番のうち、農産物及び魚介類の検査体制、検査機器の有効活用についてお答えいたします。

まず、農畜産物及び魚介類等については、前回の一般質問でもお答えしましたとおり、一般の方からの持ち込みという形で検査実施をしています。

これまで、開始から本年4月までで約360件実施しており、品物としては野菜や果樹などを含む農産物がほとんどですが、水産物等の検査も実施しております。

ご案内のとおり、市で初めて機器を導入した平成24年3月ころは、検査依頼の数も多く、お待ちいただく時期もありましたが、その後、機器の増台等により検査体制の充実を図り、現在は安定的に対応できるようになっております。

今後も、地元産品の安全性確保をPRしながら、引き続き産地としての風評被害の払拭に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、一般の農作物の放射性物質検出に伴う対応は、原則的にそれが生産された当該市町村の対応とされております。また、食品衛生法により、食品取り扱いにおいては出荷制限の対象となる農産物などの流通、販売等は控えていただくことになっているなどの観点から、市民の方からの持ち込みでの検査については市内のみならず生産されたものに限定しております。

また、一方で、小売店等の事業者サイドが独自の自社ルートの中で基準値よりも低い自主規制値を設定し、検査徹底している例などもあり、数値が独自の自主規制値を超えた場合、たとえそれが食品衛生法上の基準以下であっても荷受けや契約をしないとしているケースがある場合もあり、生産者サイドにとっては、こうしたことで新たな風評被害につながっている場合もあると危惧されているところであります。

こうしたことを踏まえ、販売されているものや他人からのいただきものについては、市で管理する機器での検査対象とはしておりませんので、よろしく願いしたいと思います。

次に、1点目3番のうち、東電への農畜産及び水産物にかかわる損害の請求状況についてお答えいたします。

これまでの情報収集の状況から申し上げますと、5月末までに請求済みの確認がとれた概算ですが、平成23年度分に対する請求としては、前回の答弁と同じ数字ですが、農作物関係については、市協議会を通しての請求額が2億1000万円、また、農協経由の請求として、土浦市生産者分を含んで7億2800万円、畜産関係が約2億600万円、水産関係が約2億2000万円という状況になっております。

また、平成24年度分に対する請求については、市の関連するものとして確認がとれた概算で、農作物については市協議会や農協を経由しての請求がほとんどなく、畜産関係は約6400万円、水産関係は1億1300万円という状況です。これは、あくまでも市で把握している関係機関や団体等に確認がとれたものの集計であるため、個人等で直接請求されている方の文は含んでおりません。

今後も、各機関で進めている損害賠償請求を含めて、情報収集に努め、そうした団体や県などとともに連携しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、1点目4番、霞ヶ浦の放射能汚染対策の具体的取り組みについて、国や県関係機関との連携による調査の現況についてのご質問にお答えいたします。

霞ヶ浦の放射能汚染対策につきましては、水源や水産資源の安全性の確保、水産業保護と存続の観点から、大変重要な施策と認識しております。

これまで平成23年から6回ほど、環境省と後に茨城県が、霞ヶ浦湖内及び流入河川の水質及び底質のモニタリング調査を行っております。今年度におきましては、季節ごとに年4回のモニタリング調査を実施する予定となっております。

いずれにしましても、対応方法を明確にできないという状況になっております。市としましても、早急に何らかの対策をとるという状況には至りませんが、引き続き県政に対する要望を行い、国、県や他自治体及び霞ヶ浦問題協議会等の関係機関と関連を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

8点目1番、県のいばらき、失礼いたしました。

1点目4番、霞ヶ浦の放射能汚染対策の具体的取り組みについて、国や県関係機関との連携による調査の現況についてのご質問にお答えいたします。

千代田地区につきましては、霞ヶ浦を水源とする新治浄水場から受水しております。企業局では、新治浄水場を含む各浄水場の放射性物質の検査を週1回行っております。結果をホームページで公表してございまして、いずれも不検出でございます。

水道事務所におきましても、浄水場での放射性物質の検査を毎月2回実施してございまして、県と同じく、結果をホームページで公表しております。これまで不検出となっております。引き続き検査を継続することとしております。

検査費用につきましては、東京電力株式会社へ原子力損害補償として請求しております。平成23年度分のかかった費用194万5695円を請求し、領収しているところでございます。

続きまして、8点目1番、県のいばらき水のマスタープランと実施協定の変更について、8点目2番、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業などの水開発事業と水道料金の関係についてのご質問にお答えいたします。

平成19年3月に改正されましたいばらき水のマスタープランにおける水道水の1人1日当たりの平均給水量、最大給水量の予測値につきましては、いずれも当市の水需要実態を上回っていると認識しておるところでございます。

実施協定の日量24万トンへの対応につきましては、水需要の見込みが難しいことから、今後検証していく必要があると考えております。

県企業局におきましては、現施設能力7万8000トン見合いでの暫定協定水量が検討されております。構成団体からは、受水費用の増加が見込まれるということから、このままでは受け入れは難しいとの意見が出されているところでございます。

いばらき水のマスタープランを含め、今後も引き続き県中央広域水道の協議会を通しまして、関係する自治体との連携を図りながら、受水費の値下げや適正な受水量の検討を県へ要望してまいりたいと考えております。

霞ヶ浦導水事業完成後の減価償却費等が算入された場合におきましては、受水費の増につながりますと考えておまして、今後の経営への影響があるものと認識しているところでございます。

八ッ場ダム事業につきましては、昨年12月に事業の継続が決定され、2014年度にもダム本体工事に着手するとの新聞報道がありましたが、霞ヶ浦導水事業につきましては現在も検証中であり、完成は未定となっております。

水道料金はどのようになるのか試算しているのかとのご質問につきましては、平成23年度決算ベースでの試算となりますが、県中央用水からの受水を協定水量6700立方メートルとした場合、平成23年度に比べまして給水原価が約75円高くなる、しかも、費用は2億8500万円の増となるとの試算をしているところでございます。

水道水供給事業につきましても、今後の推移を注視していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

4点目1番、国保税の減免基準作成及び医療費の一部負担金減免申請等について、4点目2番、国民健康保険証の未交付状況の解消についてのご質問にお答えいたします。

国保税の減免に関する規定につきましては、本年4月からの実施はできませんでしたが、今年度の本算定後の国保税から適用できるよう準備を進めているところでございます。

具体的には、生活困窮に係るものと自然災害の被災者に加えて、疾病、事業不振、失業等による当該年度所得の減少に対しまして対応する基準で作成しております。失業等により職を失い所得が500万円以下で、なおかつ前年度比2分の1以下の所得となった場合で、しかも預貯金等がない状況である場合には減免に該当しますが、継続的に所得が少ない被保険者に対しましては、国保税の算定の際に税額が低く設定されておりますことから、対策については考えておりません。

医療費の一部負担金の減免につきましても、国保税の減免基準と同様の規定を適用しておりますので、新たな対策は考えておりません。

なお、減免申請についてはホームページ等で周知をしておりますが、現在まで申請はございません。該当者にはこの制度が活用できるよう引き続き周知をしてみたいと考えております。

国民健康保険の保険者証の未交付の状況につきましては、3月定例会で答弁させていただきましたが、その後につきましては、21件で平成24年度が終了となったところでございます。

今回、平成25年度分の保険者証7127件を3月15日に簡易書留で郵送しましたが、4月上旬までに135件が返戻されております。その後、返戻となった方へ保険者証の受け取りについての通知を発送しました結果、受け取りに来られた方、転出や社会保険への移行により資格がない方などの理由が判明し、41件は対応ができましたので、残りの94件が未交付となっております。引き続き実態調査等を実施し、未交付の解消に努めてまいりたいと考えております。

なお、保険証を持たない方の数につきましては、市では資格証明書の発行は行っておりませんので、未交付の94件ということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

佐藤議員さんの5点目1番、県生活排水ベストプランにかかわる市の生活排水処理施設整備計画について、現段階の進捗状況と今後の予定について、5点目2番、下水道加入率向上に向けた目標設定について、5点目3番、特環公共下水道事業の加茂処理分区の問題についてのご質問にお答えいたします。

1番であります。当市の公共下水道の事業計画は、昭和52年1月に霞ヶ浦湖北流域関連公共下水道として事業を開始し、整備が完了した田伏・志戸崎地区による特定環境保全公共下水道事業を除く事業認可区域面積915.8ヘクタールに対する平成24年度末の整備済み面積は741.5ヘクタールとなっており、およそ81%の整備率でございます。

現在、社会資本整備総合交付金事業を活用し整備を進めております現事業計画の最終年度は平成28年度であることから、今後、引き続き霞ヶ浦公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を図る必要がありますが、事業区域の縮小を含めた事業計画の変更等も視野に入れた対応策が必要であると考えております。

全体的な見直しにつきましては、人口の減少や合併浄化槽の普及、汚水処理能力の向上など、当初計画時との社会情勢の変化により見直しの必要性が生じてきているところでございます。特に、流域関連特定環境保全公共下水道事業については、加入促進とあわせ、区域の見直しを早々に図ってまいります。

今後は、上位計画である茨城県の霞ヶ浦流域別下水道整備総合計画や霞ヶ浦湖北流域下水道計画、生活排水ベストプランとの整合性を図りながら、それぞれの計画見直しに反映できますよう協議、検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2番の下水道加入率向上に向けた目標設定については、平成24年度の整備済み地域における加

入状況は、新規接続では公共下水道144戸、農業集落排水28戸の合計172戸となっており、整備区域の加入率は農業集落排水を含め90.2%でございます。

加入促進については、昨年度、茨城県においても接続推進のための戸別訪問を実施することとなり、霞ヶ浦湖北流域下水道事務所の職員との同行訪問を実施いたしております。本年度も引き続き同行訪問を予定しております。

なお、第1回定例会にてご質問にお答えしておりますが、流域関連特定環境保全公共下水道事業区域につきましては、前年度対比5%以上の加入率向上を目指しております。参考までに、農業集落排水事業による低加入率となる千代田東部地区に関しましても、全体で65%の加入率を達成できますよう一層の加入促進に努めてまいります。

今後も、農集排事業を含めまして、接続率の低い地域への戸別訪問を継続し、関係機関と連携を図るとともに、広報誌やあゆみ祭り、かすみがうら祭などにおいて、下水道の仕組みや接続に関する相談などにより下水道事業に理解を深めていただき、加入促進、加入率向上を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3番の特環公共下水道事業の加茂処理分区の問題については、現在、整備を進めております加茂処理分区は加茂団地までが認可区域でございます。また、隣接する加茂工業団地については下水道整備が必要な市街化区域であり、全体計画に含まれておりますが、現在未認可区域となることから、整備エリアの大小や事業費にかかわらず、整備を進める上では認可変更が必要となります。認可変更については上位計画との整合性も図る必要がありますので、県の指導を仰ぎながら、変更内容について調整したく考えております。

なお、工業団地内の接続等によるアンケート調査の結果において、以前よりご指摘のとおり、早期接続も見込めない状況であることも想定されます。その点も含めまして、現在の事業計画年度内である平成28年度までに、ほかの認可区域の縮小を含め対応してまいります。

加茂団地の事業実施について、平成25年度実施計画、26年度より工事実施予定でありましたが、現在、幹線配水管口径等の見直しにより再検証を行っているところであり、事業費の縮減を図っております。

また、事業認可の変更が生じますことから、実施設計等により年次繰り下げが想定されます。加茂団地につきましては、地元において事業の説明会を実施するとともに、3年以内の接続意向による確認等を行い、接続が見込まれる場合のみ工事実施とする考えであります。

また、先ほど申し上げましたとおり、前年度対比5%以上の加入率向上を目指してまいります。

6点目2番、生活道路の維持管理について、住民からの要望の現況と年次的対策についてのご質問にお答えいたします。

生活道路の維持管理については、利用者が安全に通行できる道路環境を確保するため、定期的に職員によるパトロールや、市民からの連絡等による破損している箇所を速やかに発見し、職員による直営で補修可能な箇所は職員で補修し、職員で困難な場所につきましては業者に依頼し補修をしております。

平成24年度における各行政区からの要望の状況は、要望件数が合計189件であり、内訳といたしまして維持補修が136件、管理関係が27件、資材支給が26件となっております。

平成24年度中に対応いたしました維持補修工事は、過年度要望分とパトロール等により発見し

た箇所を合わせて60件、当該年度要望分40件、計100カ所の維持補修工事を実施し、維持補修費は5299万円となっております。

今年度の維持補修計画といたしましては、予算額4750万円で、前年度要望未処理分96件、過年度要望未処理分、道路パトロール等により発見した補修箇所と合わせまして、緊急性を重視しながら維持補修を予定しております。

7点目1番、保留地の一括譲渡による欠損額増加についてのご質問にお答えいたします。

保留地の販売については、景気低迷や地価の下落等のさまざまな要因から販売が進まない中、停滞状態が長期に続くことは借入金の利子が増大していく要因となり、早期に販売し借入金返済に充当することが必須であります。

このようなことから、組合は保留地販売あっせんの業務協定を提携している茨城県宅地建物取引業協会に一括での販売依頼を相談し、結果、同協会の会員の不動産業者に対し販売手法や販売額等の条件を付して販売を呼びかけ、入札により一括譲渡に至ったものであります。

ご質問の一括譲渡による欠損額増加につきましては、県認可を受けた第10回変更事業計画書に計上された保留地処分金と今般の完売による一括譲渡額による差額かと思えます。前回の認可計画書から見ると、その他収入金として計上している賦課金等は1億7679万2000円から5182万4000円増の2億2861万6000円となります。その増大した理由としては、一括販売をするに当たり、宅地建物取引協会との協議の中で、実勢取引価格やのり面を含めた区画などを考慮し、全てを一括購入することを条件とし協議の結果、認可計画書に基づいた保留地販売価格の半額4791万5000円で理事等が合意したものでございます。これにより、残り半額分が保留地処分金において不足額となり、ご指摘による欠損額の増加に反映したものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長にお尋ねしたところで、これは市長が答えなきゃいけないなというのがあるんです。霞ヶ浦の放射能対策なんですけれども、私が前にも話しましたように、霞ヶ浦問題協議会の役員会があるから、そこにぜひ対策を練るような議題にしてくださいと、5月に総会があるからというふうに言いましたよね。それやったんですか、やりましたか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

霞ヶ浦問題協議会で昨年会のほうにやって、一緒になった県のほうにモニタリング調査を実施するよという申し入れをしております。このことについては、今のところ、県のほうからは特別返事はありませんが、モニタリング調査そのものは実施している状況でありますので、その状況を今見ているところでありまして、特に今年度、今新たなアクションを起こすということはありません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

質問に答えていないんです。ちゃんと書いてあるでしょう。5月に総会があるから、その役員会に、その霞ヶ浦問題の協議会での役員会の議題に取り上げるようにと。5月に総会があったんですか。そのときにこの霞ヶ浦放射能対策については議題にちゃんと上がりましたか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議題には上がっておりません。

それで、その他の部分で特に発言はしませんでした。その後別に問題が出ていることはないということで、発言はしませんでした。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、真剣さがない。質問して、ぜひ霞ヶ浦問題協議会を通じてそれを活用したいというふうに前に答弁しているんですよ。それで、私はそれに対して、ちゃんと役員会に話ししないと、正式に申し入れがないとだめだよというのが、田中さんでしたか、事務局長がおっしゃったということも伝えてお願いをしたんです。何も言っていない。霞ヶ浦の名前を返上すべきじゃないかと思うくらいです。あとはやっていないからしょうがないですね。そういう対応はまずいということですよ。

それと、これも答弁漏れなんですけれども、本来は市長が答弁してもらいたかったんです。公共性だ公共性だというふうに言うけれども、これ一部地権者の利益供与になるんじゃないか、供応になるんじゃないか、改めて市長に答弁を求めますというんですから、これちゃんと市長が答えるべきなんです。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

向原につきましては、答弁申し上げましたとおり、新たな税金投入の可能性は否定できないわけでありまして、ただし、このことについては今年度中に最終決着をつけるということを私は話をしております。

ただ、最終決着をつけるについては、まず不足金を確定しなくてはなりませんから、まず不足金を確定する第一段階では全部の土地を処分するということです、保留地を。そのことについては実行いたしまして、保留地はもうなくなったと、区画整理組合で持っている分はなくなったということでありまして。

ただ、まだ不足金が確定していないのは、今だに金利が発生しております。この金利についてはまた最終的に、金利分だけありますから、べらぼうもない、今から先、今年度中にその金利分でふえる分というのは膨大な金額にはならないと思いますけれども、いずれにしても、最終確定はしていませんが、金利の分も今後確定して処理をしなければなりません。最終的に法的整理というやり方もありますけれども、単なる法的整理だけでは済まないのではないかとというのが私

の認識であります。この点につきまして、議会側と今後協議をしていくほうがいいのかというふうにご意見を申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、順次再質問をいたします。

放射能汚染から子どもを守るという点で、これは一昨日というか日曜日、6月2日ですけれども、ノーニュークスデーと称して、全国から6万人の大集会がありました。私も行きたかったんですけれども、前回は行ったんですけれども。議会もあるので、なかなか行く余裕もなかったんですけれども、そのときに、反原連のミサオ・レッドウルフさんが、福島第一原発の大事故は風化も収束もしていないと、日本は地震国だと。再び事故が起こったら、安全な食べ物、子どもたちの健康が損なわれると、これは自分のこととして考えなければなりませんというふうに訴えたんです。そういう意味では、即時原発ゼロを決断して、自然再生エネルギーへの転換を図ることこそが現実的な選択だというふうに思います。この点は、宮嶋市長と意見が一致するということだと思うんです。

それで、質問なんですけれども、きめ細かな測量の問題について、小中学校はかなり丁寧にやっていたらいいんです。ところが、保育所のほうは丁寧じゃなかったんです。だから、丁寧にやれというふうに言って、保管容器の問題についても話をしたんです。

その後、きめ細かな測定はやりましたか。その点をお聞きします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

放射能の点につきましては、現在、毎週1回曜日を決めまして実施しております。ホームページのほうに公表をしております。そのほか、保護者の方にも保育所のほうからまとめて通知をしているような状況でございます。

保育所の庭につきましては、何カ所か選定いたしまして、高そうなところとか水がたまる場所、そういうところも実施してございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その実施したデータはちゃんと保管してありますか。

その雨どい下だとかそういう水たまりのところ、つまり今まできめ細かくなかったと、何カ所か出たと、今度はこれだけの箇所をやっていると、数字的な根拠を示してくださいということなんです。それとあわせて、そのデータあるかどうかちょっと聞きます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

データはございます。後でお示ししたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それと、保管容器の問題については何回も言っているんです。ところが、なかなか改善されないということなんです。それで、さくら保育所の状況は、私霞ヶ浦支店に行くので何回もPRしています。どういうことだという声が今でもあります。

それともう一つ、保管している保管のやり方について問題だと思うのが、これ菅澤教育長にこの前会ったときにお話ししましたが、下稲吉小学校の汚染された土のうの保管状況は確認しましたか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

先日、佐藤議員さんからご指摘をいただきましたので、早速現地のほうを確認しまして、当面の処理としましてビニールシートで覆うように指導して、学校のほうも既に対応が終わったところでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これ写真、私土曜日撮ってきたんですけれども、ビニールで覆ったのはつい1日か2日前じゃないですか。これ土曜日のときには雨ざらしですよ。これは前に1回質問しているんですからね。それで、どれくらいの放射線量だったかはかりましたか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

現在の放射線量を測定したかどうかの今確認がとれておりません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私はいつも、これ堀場製作所の放射線測定器なんです。これではかりました。さくら保育所のあのビニールシートで覆っているところ、そこに近づけました。はかりましたか。ここでは平均0.446マイクロシーベルト、時間当たりです。下稲吉小学校、雨ざらしになっているところ、そこは土のうが何カ所かありますから、どの箇所とはいいません。今しゃれたんですけれども、3つやりました。そうしたら、1カ所は0.447、もう一カ所は0.620、もう一カ所は0.581です。この地表面、約、近づいて。それで、50センチの高さでやりますと0.382なんです。それが地上1メートルだと0.288です。子どもたちが、幾らこの図でわかるようにトラロープを張っていても、興味があれば近づくことはできるわけですよ。そういう意味で、私は何回も、検討します、検討しますじゃなくて、ちゃんとした容器を確保して、大した量じゃないですから、その分をやっ

たらどうですかと言っているんです。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

今回の佐藤議員さんのご指摘によりまして、一部、教育委員会のほうで示しております除染マニュアル等に沿った保管がされていない学校の事例もございましたので、これから各学校に改めて周知をしたいというふうに考えてございます。

あと、保管につきましては現地での保管になりますので、当面は現状のような保管方法をとるということで考えております。なお、保管容器につきましては、これから検討課題ということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

検討課題が長いから早くやれと言っているんです。

それで、この図どういうことなのかということなんですけれども、これは除染効果をあらわしたやつなんです。お手元に資料がありますよね。図があると思うんですけれども、これはセシウム134と137の空中線量の時間的な経過なんです。これ縦軸が線量を示すんです。横軸は時間を示しています。一応縦軸のところについては1マイクロシーベルトと、1、例えばそう仮定した場合に、除染はしたと。除染したら、例えば0.18ぐらいになったというふうに想定しますと、ぐっと下がります、除染して。そうすると、除染した後、この曲線はぐっと低くなるんです。除染しないままだと、いわゆるセシウム134は半減期が2年で137は半減期が30年です。こういうふうになるわけです。除染するとこの間が、これは積算線量なんです。積算線量が低くなるということなんです。ですから、そういう意味ではホットスポットと言われるところはできる限り除染をして、その分はきちっと保管をする、仮置き場に置く。その置くについてもやはりきちっとした容器でやったほうがいいんじゃないですかということなんです。いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

先ほどの答弁と繰り返しになるかもしれませんが、改めて各学校の除染マニュアル等の周知をする中で、そういう保管容器、そういったものも少し検討させていただきたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、民有地の除染について、やっぱりこういうこともあるんです。ですから、小さい子どもを持っている小中学校、幼稚園、保育所、小さい子どもさんを持っている家庭については、できる限り除染の支援をすべきなんじゃないかなと思うんです。土浦ではやっていますけれども、その前の土浦どういうことやっていたかということ、個人住宅のスポット除染については除染費用や

土のうの提供を行ってまいりたいということで、土のうの提供をしているんです。こういう支援をやる必要があると思うんですけども、どうですか。市長でも、木村さんですか、放射線対策部長、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

今までそういうことは当市ではやってこなかったかと思います。

[佐藤議員「だから言っている」と呼ぶ]

○総務部長（木川祐一君）

そこまで本部のほうで考えておりませんでしたので、測定器の貸し出し、それから、ホットスポットについては、先ほども申しましたように個人の方をお願いをしているということもございますので、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私もいろいろと勉強させていただきまして、いろいろな本を読みましたが、実は、これ土浦のまちづくり市民の会の放射線測定グループというこういう、物理学者も含めているんですけども、土浦の放射能をはかるという冊子をつくったんです、5月に。これを私参考にしているいろいろ質問をしているんですけども、この中にこう書いてあるんです。私たち市民が放射線物質に汚染した土浦市の状況を記録し、報告書として残す必要があると。だから、その20年後、30年後の市民の皆さんにあの原発事故でこんなことがあった、土浦市の放射性物質の汚染状況はこうだった、そのときに市民や行政はどんな活動をしたかということ記録に残すんだというふうに言っているんです。

ですから、こういう取り組みで、やはりもうちょっとどういうふうな形をとるんだというのを考えてみると思うんですけども、今回の質問で具体的な報告書までつくるといってお考え、改めて聞きたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

報告書につきましては、各施設の放射線の測定等も6月で2年目となります。貴重なデータですから、それらをどういうふうにとまとめるかということはまだ事務方としてもまとまっておりませんが、何らかの形でまとめていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、内部被曝の問題なんです。市のほうは、生産者じゃなければ検査をしませんというふうに冷たく、今回も同じように言いましたよね。私のほうがそういうもらったものを検査してほしいというふうにお願ひしたんですけども、それができないというわけなんです。

ただ、私、やむを得ず土浦の白鳥というある農家からいただいたタケノコとシイタケを民間の分析センターにお願いしました。そうしましたら、タケノコが33ベクレル、シイタケが587ベクレルだったんです。こういうのが、もらったりもらわれたり、出回っちゃっているんです。ですから、そういうときにそれなりの対応としてやるべきなんじゃないかなというふうに思うんです。あと、ほかのものについても、山野草がありますね、ワラビだとかゼンマイだとかいろいろありますでしょう。こういうものについても生産者はわからないじゃないですか。とったものですよ。こういうものについて同じように検査機器でやってもいいんじゃないですか。民間に頼みますと、これ1回6000円ぐらいかかるんです。今回は2つやりましたので、1万2000円かかっています。これも検討するということができませんか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

農産物等の放射性物質の検査に伴う対応は、原則的にそれが生産された当該町村の対応とされており、また、食品衛生法により、食品取扱店において……

[佐藤議員「同じ答えはいいよ」と呼ぶ]

○環境経済部長（根本一良君）

出荷制限の対象となる農作物などの流通販売等は控えていただくことになっていることなどの観点から、市民の方からの持ち込みにての検査については、市内のみずから生産されたものということで限定されてございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

1回目の答弁と同じ結果示したってしょうがないじゃないですか、私がこうやって具体例を示しているのに。検討できませんかと言ったんです。検討できませんと言えばいいんです。それが一番簡単です。やる気がないということです。

山野草なんかもあるんです。生産者はわからないでしょう。

それで、内部被曝というのは、飲料水とか食品から子どもや大人が毎日1ベクレルずつ、例えばセシウム137を長期間摂取し続けた場合に、セシウム137の生物学的半減期を子どもが40日、大人は70日に仮定すると、1年ほどの蓄積量は子ども60ベクレル、大人は100ベクレルになるんです。大人は子どもの1・5倍の食物を摂取しますので、大人の蓄積量は150ベクレルということになって、子供と比べると、相対的に2.5倍なんです。もし、1ベクレルのかわりに毎日10ベクレル、もしくは20ベクレルを摂取した場合に、1年後の子どもと大人の蓄積量はどうなるかというと、大人は、例えば10ベクレルをやった場合には蓄積量が体重当たり25ベクレル、子どもは20ベクレル、20ベクレル摂取しますと、子どもは40ベクレル、大人は50ベクレルなんです。

何が言いたいかというと、ベラルーシ、いわゆるチェルノブイリの事故で大変な放射線を浴びて、放射能、いわゆる内部被曝をやったんですけれども、そのときにセシウム137の蓄積量が20

から50ベクレル、体重当たり。この子供が60%から80%、大人では50%、心電図の異常、それから白内障、これがあらわれたというんです。こういう報告書があるんです。だから、食品の安全性の必要性があるんです。

市長、どうですか。今言ったように、もうちょっと柔軟に検査体制というか活用したらどうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

放射能測定器の活用ということでありますが、私も今聞いてびっくりしたんですが、実は、この測定器を導入した当初、すごく混んだわけです。その際には生産者側を優先で、いわゆる出荷物について優先してやったわけです。それはもう大分前から、もう緩くなってから相当 過ぎているんじゃないかと思うんですが、混む時期は過ぎた。そういうことですから、当然持ち込まれるものについては贈答品などが、自分で遊びに行ってとってきたものなどが、これ食べるの心配だったらやってくれと持っていったらやっているんだと思っていたんです、実は。ところがやっていないということなので、今後はそういうものについてももし心配であると、ただ規定量だけないと検出できませんので、あれは多分1キロぐらいの量がないとだめだと思うんです。その1キロを持ってきてもらえれば、やるように早速改めたいと思います。それはすぐ指示します。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やっぱり市長ですね、そういう認識なんです。ギャップがありますね。大体、千代田地区の検査器は500グラムだそうです。霞ヶ浦のほうにあるのは1キロ検体が必要だそうです。そういうことですから、すぐできるということですね。

それと、今内部被曝の問題について話しましたが、やはり学校給食、これも非常に大事だということです。5ベクレル以内に抑えるということの必要性がよく理解できたと思うんですけども、ちょっとお願いなんですけれども、前にもお願いしたんですけどもなかなかやっていただけなかったんですけども、牛乳、これ牛乳を1回ゲルマニウム半導体の検出器で、1回はかってみていただけませんか、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

牛乳の検査につきましては、前にもご質問いただいたということもございますけれども、今、原乳のほうで測定しまして、それをホームページで県のほうで公表されておりますので、製品については検査をするというような予定は今のところございません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

予定がないから、今聞いているんです。同じ答えばかりやるんだよね。1回やっている、だ

から、原乳、原乳といったって、どこなのかよくわからないんですから、今ある　、今飲んで
いるやつを1回ゲルマニウム、つくばにありますから、つくば市に。ゲルマニウム半導体で検査
してみてくださいと言っているんです。それぐらいやったらどうですかと言っている。何でそん
なに抵抗するのか。何かわからない。だから、真剣さが無いというふうに私は言いたい。どうで
すか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

牛乳につきましても、学校給食と同様にまぜた検査ではございますが、一応検査をしております
して、そういう中では不検出になっております。ただ、佐藤議員さんの単体でというお願いとい
う形でございます。私のほうもよく持ち帰って検討してみたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

保育所のほうは、月曜日から金曜日、調理前に検査を行っていると言いましたよね。というこ
とは、それ全部単体じゃないんですか。どうですか、単体じゃないんですか。あれミキシングし
たやつをやっているんですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

単体ではございません。ミックスしたものを検査してございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、ちょっと確認ですけれども、シイタケがかなり放射線量が高かったということで、かす
みがうらでもシイタケを栽培している生産者がいると思うんですけれども、その生産者はかすみ
がうらの農家にはいらっしゃいますか。それと、実際にその被害の請求は、やっていることが実
質ありますか。

それともう一つは、もう事前に言っておりますから答えられると思いますが、原木をとにかく
改めない、新たにしないと、これはなかなか難しいんです。これについてはどういうふうな補
償をするように東電に請求しているかお聞きします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

原木シイタケにつきましては個人的に請求しているということで、農林水産課においてもその
金額とかそういうものは把握してございません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

事前に調べておいてくださいと言ったじゃないですか。何戸あるんですか、その農家が。それは生産者団になっているんじゃないんですか。それを具体的に、どういうふうな生産をまとめる、フォローしてあげるんですかというふうに、そういうところまでやらなきゃだめなんじゃないでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

大規模な農家が2名と農協販売の方が17名、その他の販売の方が5名ということでございます。あと未販売、個人消費という方もいらっしゃいますけれども、実際に販売という様子は大規模な2名の方と農協の17名ということでございます。

今後どうするかということでは、その原木に対する補償とかそういうご質問だと思うんですが、それについてはまだ検討はしておりません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

東電がなかなか賠償に対して渋っているんです。今、総務部長のお話、答弁だと、2回やって1952万円だけれども、支払いが856万円だと。半分だよ、実態が。とにかく余りにもひどいので、環境省が抗議をして東電を提訴するかなんていう、こういう節まであるわけです。だから、そういうところでは煩雑なんですよ、東電の請求が。それを具体的にやはり市のほうで窓口になって、請求のやり方を教えてやるとか、ちゃんと東電に接触するとかをやったほうがいいと思うんです。私なんか1万2000円検査費用かかっちゃいましたから、請求したいんですけども、どうしたらいいんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

実際には個人的に請求をしてしまうということなので、そういう応援体制とかそういうものもできておりませんし、周知もできていないということなので、そういう応援体制とかそういうものが要ということであれば、今からそういうふうには、応援的なものはできると考えております。

また、先ほど生産者 と言いましたけれども、大規模が2名、農協販売が17名、あとその他の直売所なところに販売を行うということで計24名ということでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

最初からそういうふうに答えておいてね、何回も質問させないように。

それと、次いきます、時間がありませんので。

総合的な子育て支援のところを出たんですけれども、就学援助のほうなんです。これに限って言いますと、市の広報にきちっと出されているのか。つくばみらい市のほう、それから土浦市なんです。ここにはちゃんと書いてあって、家族の人数、そして家族構成、年間総所得金額、これがきちっと書いてある。そうすると目安になるんです。こういうことについては提携しましたか、ほかの市と。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

ほかの自治体の条件につきましては、今年の8月現在の資料でございますが、県内の自治体がどんな事務手続をしているかということに関しましては確認をしておりますが、ホームページ上で公表しているかどうかというところまでは確認しておりませんので、先ほどもお答えしましたけれども、周辺の市町村の状況を見ながら、モデル的なケースを想定して公表できるような資料というものも検討したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

余り他の市町村、他の市町村と私は言いましたけれども、必要だったら率先してやりなさいと言っているんです。

それと、生活保護基準の1.3倍となっている。あとは、特別な事情があった場合1.5と言っているんです。これ1.5にしたほうがいいと思うんです。何でかという、今度生活保護費が下がりますよね。これが、調べますと、かなり厳しい環境になってしまうんです。これは守谷市のほうで試算してもらったやつをデータいただいたんですけれども、今回の生活保護基準の引き下げに伴う影響額は、子ども2人と夫婦、合わせて4人ですけれども、これ見直しになると、平成27年見直しになると、何と1万5000円も下がっちゃうんです。そういうことで、1.3じゃなくて1.5にするということが必要だと思います。いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

1.3倍と1.5倍のお話につきましては、1.5倍につきましては、家族内で病気等の養生が必要な人がいるとかという事情がある場合には生活保護基準額の1.5倍ということが重点の取り扱いでございました。県南の状況を見ましても、1.3倍となっているのが10自治体ということで、1.5倍はまだ3自治体という状態しか確認されておりません。また、県内の状況を見ましても、1.3倍という自治体もかなりあります。また、土浦市さんなどにつきましては、独自の基準をつくって運用しているところもございますので、そういった事情も、あるいは、先ほど佐藤議員さんから質問ありましたように、生活保護制度の見直し、そういったこともあるということも踏まえて、

その辺についての検討をしてみたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、土浦なんかは、ですから適用率は高いですね。私の調べた、つくばみらい市の市議団がおっしゃっていたのでは11%を超えているんです。ちなみに、かすみがうら市は5.3%ですから、そういう意味ではこのほうが、やはり移行してあげたほうがいいなというふうに思います。

それと、学童保育なんですけれども、大変困っているんです。下稲吉小学校と東小学校が人数が多いでしょう。学童も多いんです。それが3年生まででしょう。ですから、4年生まででも、少しでもというそういう声が高いんです。何でかという、ほかの民間の児童クラブだと高いんです。これは調べたことありますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

児童保育の料金につきましては、市内のほうは調べてございますが、民間の施設が7000円、公立のほう3000円という内容でございます。また、内容については、おやつ等に使われているという話は聞いておりますが、そこら辺の内容が違う関係で金額が違ってくると思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことも視野に入れて、やはり公設の児童クラブなんかでやっぱりフォローするということが必要だと思います。

時間がありませんので、今度は固定資産税の問題について振り返りたいと思うんですけれども、もう既に市の用紙やったのかなと思うんですけれども、今回対象課税となっている件数と課税の調定額、総額幾らですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

今回の私道の関係でございますけれども、筆数にしまして約240件ほどございます。ただ、金額につきましては、土地1筆について免税点が1筆ではなくて、土地については課税標準額に30万円未満は免税ということの規定もございますので、単純に240件の課税標準額に税率1.4%をかけている場合を想定しますと、約33万円が税額ということになります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

大ざっぱにすると、240件あって33万円だというふうな理解でよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

筆数で言っていますので、箇所数で言うと約……

[佐藤議員「いいですよ、金額は33万円ですね」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

はい、間違いないです。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

固定資産税、平成23年度決算は幾らでしたか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

固定資産税の総額は約25億円程度だったかと思えますけれども、私道に関する税額につきましてははじめてございませんので、大変申しわけありません、後ほど、調査が可能、できれば報告させていただきたいと存じます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

別にいいんです。25億円だと、総額が、固定資産税。そのうちの33万円です。ですから、市長が見直しを検討するというふうに言いましたので、こういう重箱の隅をつつくような課税の仕方はやめて、ほかの市町村、これは土浦も石岡も同じように、2件以上ある場合は非課税、いわゆる公衆用道路に認定していますので、そういうふうな形にしておいたほうがいいと私は提案したいと思います。

それと、次なんですけれども、公共下水道の件でございます。

生活排水ベストプランにかかわって、まだまだ未整備のやつがあるわけですよ。この図を私にいただいたんですけれども、かなり広い範囲で未整備のところがあります、この地図を見ますと。これを整備しようとする、どのぐらい一体お金がかかるんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

全体計画面積に関します事業費につきましては、現在のところ把握してございません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういった意味では、生活ベストプランの見直しというのもあるというふうに言っていますが、県は見直しの時期はいつなんですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

前回の見直しから第1回と第2回の改定の間に6年ございました。その中で、私どもは平成26年か27年には見直しがあるのかなと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やっぱりこの加入問題が、またグラフがあると思いますが、これ24年調べたやつですね。ここで112件の回答からいうと、当分接続の見込みなが50%超えている。接続見込みがあるのが13.4%なんです。不明が26%。そしてまた、この接続を未接の理由が接続資金がかかる。その他未接続の理由、浄化槽があるというふうになっているでしょう。大体30件ぐらいずつありますよね。何のために公共下水道をやったんですか。こういう現実があって、前年対比5%だったら、いつまでその99%になるんですか。土浦は約100%です。いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

5%ということで申し上げております。5%向上するためには、年間48件ほどの加入が求められておりますので、その中では対象住民が947件ございまして、加入残りが400件ということは、50件でいっても8年ほどかかる計算になってございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ほど遠いですよね、そうすると。

加茂処分区域のこれも松本、御殿まで例えばやるとすると、1戸当たりの概算工事費が900万円ですよ。これで間違いなく接続しますよということとなったら進めるという答弁だったような気がしますけれども、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

先ほど申し上げましたとおり、加茂団地につきましては認可区域でありまして、計画しておるところでございます。その中で、先ほど申し上げましたとおり、幹線排水路の口径の見直しにかかっているところございまして、その中で、加茂団地につきましては地元説明会を設けまして、各戸の接続の意向等を調査しまして、3年以内に接続する意向調査の結果を受ければ工事着手という段階で進めたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

時間がありませんので、向原土地区画整理事業のことについてお尋ねします。

区画整理事業の仕組みというのは、これ簡単な中身なんですけれども、こういう雑多な整理前を整理後にする。この保留地がポイントなんです。これに市町村の補助金が、国からの補助金、そして保留地の補助金、これで工事を進めるわけです。だから、保留地を処分する、これが大前提なんです。ところが、仮換地をどうも売っちゃったということなんですけれども、実際はどうですか、仮換地の実態は。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

仮換地の処分は行われている実態はございます。前回の定例会でもお伝えしているとおり、仮換地につきましては、条件等がいい場所もありますし悪い場所もございますが、その販売が多分に影響し、保留地販売に影響していると思われまます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、保留地販売をしなきゃいけないのにそれをやらなかった。逆に、仮換地を売り払っちゃって足を引っ張った。これを組合なんです、当初の。ここに問題があるんです。一番多く仮換地を販売したというか、した人が今回の組合長です。これが問題です。

ちょっと時間がありませんので、宅建協会によれば、この場所は袋小路状態であるため実勢価格の3割区の相当だと言ったようですが、本当ですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

私は直接は聞いてございませんが、その組合との協議の中で、保留地販売価格の半額程度で販売してもいいというのが自治会等の考えでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

一緒に整備課長とあなたと会ってこの話も聞いたんです。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

ちょっと私もその宅建協会のお話はちょっと直接は聞いたことではございませんので、最終的には自治会のほうで合意がなされたということで聞いておりました話でございます。

[佐藤議員「あと何分」と呼ぶ]

[「2分半です」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

なかなか時間がないので、ちょっと簡単に言いますけれども、これを技術的な支援をやっているというふうに言うんですけれども、実際に土地区画整理法第125条監督権限、これはどこにありますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

ただいまの佐藤議員さんの125条につきましてはちょっと私も把握してございませんが、法的に技術的援助をしなければならないということはございません。土地区画法第75条のほうで、個人施工者、組合または区画整理会社は知事及び市町村長に対し職員の技術的援助を求めることができることされており、本区画整理事業につきましても、組合から平成2年3月5日に当時の千代田村村長に技術的支援の援助の申請が出されております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと時間がないと思いますので、最後に、平成15年度第4回の12月の定例会のときに、私が質疑応答したところだけちょっと話します。

私が質問をしたのは、保留地がもう今も、当時から15万6000円で売れるというふうに言ったけれども当然無理だよと、12万円程度でしかできないよというふうに言ったんです。そうしたら、当時の都市整備課長どのように答えたか、議事録見たことありますか。

[「休憩だ」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

暫時休憩させていただきます。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時02分

再 開 午後 3時03分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

大変申しわけございませんが、見てございません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

本当は見るように私言おうと思ったんだけど、忘れちゃった。

実は、ここ15万円じゃ売れないよと、でも当初の分5億3000万円であれば課長は大丈夫だと言ったのが都市整備課長の今のコワタリ課長なんです。そのときに答えたのが、保留地を売れないという件だが、1点もう既に8区画売れているよと。売れる保証がないなんていうのは誰も言えないというふうに答弁しているんです。

ところが見てください。

1分前。

これは土地区画整理区の販売状況なんです。これ、9、2、10、5、5、1、3、8、12とある。この9が8区画の1つなんです。これは大和ハウスが買ったんです。その大和ハウスの下で買ったのがこの事業者の工事をやった業者が2つ買った、8区画買ったということなんです。

そういう意味では、この区画整理事業そのものが、かなり当初の計画からいって大幅に損金が出るということが明らかだったということがわかると思います。

こういうものを無理やり監督権限もない技術的な支援と称してやっていた市当局のこの責任は追及されると同時に、組合員が仮換地を先に売ってしまったということについては、これは許せないというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時05分

再 開 午後 3時19分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

皆さん、こんにちは。

遅くの時間になりました、お疲れでしょうけれども、しばしの間お聞きいただきたいなと思っています。

昨晚のサッカーは皆さん見て感動したかと思うんですけど、私も、劇的なロスタイムで決めたエース本田のまさにと真ん中に差し入れるあのW杯必勝打をこの日本列島がみんな最高に喜んで、そして、その余韻に酔いしれた一夜だったのではないのでしょうか。そのようなすばらしい決定打、日本によりよい勢いを持たせてくれたらいいなと思っておるところでございます。

それでは、平成25年第2回定例会におきまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

もう既に梅雨に入りまして、宣告されておりますけれども、ここ数日梅雨とは思えない好天が続いております。今ごろはちょうど麦秋とも言われるように、大麦、小麦の実りの時期であったことを思い出させてくれますが、今の子どもさんたちはそのような光景は及びもつかないほど、農村部の光景も一変してしまっただけでございます。

このような中において、今議論されている小中学校の統廃合の問題について、最初に質問させていただきます。

この問題は、特に人口減少の著しい農村部の問題として、誰も本来は望むべくもなく、そのような問題であります。今ここに至っては余りにも小規模小中学校が際立ってまいりましたので、十分な教育成果を上げるためには何らかの改革をしなければなりませんし、行政上の効率化を図る観点からも英断を下さなければならぬ時期に差し迫っているものと考えています。一言で言うならば、それは小中学校の統廃合であります。

きのう付の、6月4日付の南北中学校統合委員会についてという冊子は、どういうことかまだ何の説明も受けておりませんが、ここで改めて議会に報告する予定になっているのかどうかもわからず受け取っておりますが、何か説明はなされるのでしょうか。

確かに、南中学校に北中学校が統合されるということは議会においても合意してきました。しかし、具体的な統合の内容等については、1つの質問として地域住民の十分な議論と合意がなされているのか伺います。

2つ目の質問として、近隣市町村は小中一貫を視野に、既に実施している市と計画を実行に移す市とあるが、当市は小中一貫についてどのような考え方をお持ちなのかお伺いいたします。

次に、市町村合併についてお伺いします。

前回の3月の定例会のときも、つくば市長の合併の前向きな発言があったのを受けて、市長の考え方をお伺いいたしましたが、その後の発展性のある所見をお伺いいたしたく思います。

つくば市と土浦市、それから土浦市とかすみがうら市、それぞれに合併に関する有志議員の会合が持たれ、徐々にではありますが、合併に関する話題もちまたにふえてきつつあることは非常に喜ばしいことと受けとめておるところでございます。

今、アベノミクス効果であろうかと思いますが、円安株高によって経済界もかつての閉塞感からやっと抜け出す、そのような兆しが見えてまいりました。こういう折にこそ、土浦、つくばなどは、本市を含めて行政界を取り払い、ダイナミックな経済活動が行われるようにしなければなりません。この地域は、圏央道などの交通インフラも急速に整備されつつあり、国内では最も躍動感のある地域ですから、できるだけ行政界が邪魔になることのないよう努めることが、地方政治を担う者の責任であろうかと思うところであります。

そして、一例を挙げてみますと、こちらの質問に答えていただきとう存じます。

平成27年度には土浦協同病院も開院するので、交通面のアクセスも、当市の発展の上から跨線橋の件はどのようになっているのか伺います。また、合併当時、合併協定書ではどのようになっていたかもお伺いしたいと存じます。

合併も地方における規制改革を認識し、推進しなければなりません。しかしながら、本市が他市町村と合併する場合においても、本市のやろうとしていること、また、本市が市民のためにやらなければならないことが合併によって一層推進されるというのでなければ、市民の理解を深め

るわけにはいかないと思います。合併によって本市の区域がどのように発展して、幾つかの青写真を描いていく必要もあります。そして、そのこと自体が市民の共感を呼び、合併が成就する性格のものと思っています。

そこで、逆になりましてすみません、1番目が、事業を拡大展開するには予算が必要となる。よりよい市民の負託に応えるための方策を伺います。

また、リーダーシップは市長が担っていかなければならないことは当然であります。今ここで、合併の様態によっても異なるかと思いますが、合併による一部事務組合は必要がなく、執行部内の企画構成ができるなど、一括することにより、スピード、調整もスムーズに運ぶと思われま。市長の見解をお伺いさせていただきます。

市長の考える合併のメリットで、市民に訴えることはどのようなことかお伺いいたします。あくまでも今の段階のおおよその考え方で結構ですので、答弁のほうよろしくお願い申し上げます。次に、住居表示についてお伺いします。

私は、長きにわたり、住居表示を毎日取り扱う郵便局に籍を置いてまいりました。その間、一方で住宅がどんどんふえ過密化した地域もあれば、若い層が異常に少なくお年寄りばかりが目立つ、いわゆる限界集落とも言われるような過疎の地域もたくさん出現していることは、このかすみがうら市に限らず、少子高齢化にさらされている全国的な課題であることは今さら申し上げるまでもありません。このことは、都市計画によって市街化区域、市街化調整区域に線引きされて以来、顕著にあらわれた現象ということが言えると思います。

昔は、二、三キロ先のお宅まで道を尋ねられれば教えることもできましたし、また、教えていただくこともできました。しかし、最近は、長く地域に住んでいる人でも、住所を聞いただけではわからなくなりつつあります。こういう現象を踏まえた明確な住居表示をするには、都市化の進展とともにますます重要になってまいります。

この際、大切なことは、思いつきや取ってつけたような住居表示であってはますます混乱のもとになりかねません。歴史的に使われてきている地名もまず尊重する必要がありますし、それに加えて、地図の上でも明確であるばかりでなく、現地においても迷わずわかりやすいというのが理想であろうということは、誰しも異論のないところだと思います。

それでは、本市の現状を見た場合に、この理想にかなっているのでしょうか。私は、特に旧大字下稲吉及び穴倉等の例をとると、そこの住民の皆様方やそこを探し尋ねる方々からわかりにくいとのお話をたびたび伺っております。この点について、市当局はいかがお考えになっておられるかお伺いいたします。

一度決定するとたびたび変更することができないのも、住居表示の性格から見て当然であります。それだけに、地域に在住の皆様はもちろんのこと、このようなことに詳しい有識者の意見を取り入れて、将来の人々の評価にたえられるよう常ふだん検討を加え、蓄積し、大きな開発や区画整理などを行った際におかしいところはきちんと是正し、よりよい住居表示にするように願うものであります。これに対する担当部長の覚悟のほどをお伺いいたします。

土浦に長いこと在籍しておりましたけれども、土浦市の古い町名の由来をご存じの方もおいでになるかと思いますが、本居宣長の歌をもとにつけた地名が土浦の町には今も存在しております。その歌をちょっとご披露させていただきますと「敷島の大和心を人間はば朝日に匂ふ山桜花」。

そう、敷島町、大和町、朝日町、匂町、桜町がそうです。今でもきちんと残っています。優雅な心を持って、このように長く愛される町名をつけていただきたいものと希望いたしております。

次に、4番目として、40歳から74歳までの国保加入者を対象として実施している特定健康診査について、その問題に関係する問題についてお伺いいたします。

まず、この特定健康診査というものはどういうものかお伺いいたします。また、どのような趣旨のもとで、このような疾患を対象に実施しているのか。また、その結果がどのようなものであったかをきちんと説明していただきたい、そう願います。

次に、市当局が作成しました特定健康診査等実施計画を一通り読ませていただきましたが、内容は、この名称からして余りにもお役所用語で書かれておりますために、非常に理解しづらい冊子になっており、最も市民にとって重要な健康と医療に関する問題が取っつきにくいものになっていると感じました。計画ですから、これはこれでやむを得ないかと思いますが、市当局として、市民に訴え理解していただけるよう要約して、重点的な部分を図解したり、市民に身近な用語に改めるなど工夫を凝らし、パンフレット等にまとめ、広く理解が進むよう配慮することを希望します。

かつて、NHKのこどもニュースの解説者を務めていた池上 彰さんのように、難しい問題を子どもにもわかるようにかみ砕いて説明し、今では、たくさんの著作で多くの人々の評価を受けております。また、池上 彰さんの例を挙げるまでもなく、市長が3年前の市長選のとき、政策を訴えるために活用した漫画の冊子はとても好評でしたし、私はあれが当選の決め手になったのかと言っても過言ではないと思っております。

私は、あのようなアイデアを日常の重要課題についても応用するなどして、市役所もこれを大いに参考として学び、行政に取り入れたらいかかと思っております。そのような考え方がおありかどうかお伺いいたします。

そこでお伺いいたします。

医療費総額が年々増加しているが、どうしたら削減、もしくは下降線を描くようにできるか、施策があれば伺います。

また、2つ目として、予防医学についてどのように考えているのか、また施策をお伺いいたします。

これからは健康長寿社会を求めていかなければなりません。増加する医療費や介護費用は、それだけで将来にわたって国、県、市町村の財政を圧迫することは自明のことです。そのためには、疾患に対する早期発見、早期治療が望まれることはもちろんのこと、疾患を未然に食いとめる予防医学を含めた健康増進策が最も重要であることは申し上げるまでもありません。市当局は、一般市民を対象とした健康づくりのため、健康を維持するためには、自助努力も大切であることなど息の長い啓発活動を展開しなければならないと思うところでございます。

既に、旧大洋村など、先進的な市町村ではかなり以前から大々的に村を挙げて取り組んで、医療費の削減に効果があったと聞き及んでおります。

当市も4月20日、雪入山の山桜ハイキングが行われました。私も参加しましたので、そのことはよくわかっておるつもりでおります。また、5月には牛久沼ハイキングに、11キロコースと20キロコースがありまして、11キロコースのほうに参加してまいりました。牛久市も、市長を初め、

牛久市を挙げて参加の皆さんを歓迎しておりました。どちらの会場もたくさんのハイカーでびっくりいたしました。このように健康を考えている人が、自助努力を考えている人がいるのだなど驚いた次第でございます。

つい6月3日の朝のNHKのテレビで拝聴した方が大勢いるかと思いますが、見た目の年齢、血液の年齢のことを報じていました。93歳のおばあさんは見た目が69歳、血液年齢が71歳とのことでした。既にこの方は自助努力をきちんとされて、食事も運動もご自分の生活の姿勢も規律がきちんとされておりました。また、80歳でエベレスト登頂に成功された三浦雄一郎さんにあやかるとは言わないまでも、市民総ぐるみで健康長寿社会を目指した具体的な方策を講ずるべきだと考えますが、当局の考え方をお伺いいたします。

最後に、市政一般についてお伺いいたします。

市長も病み上がりの中、重責を担っての今定例会における数々の質問に対する真摯なご答弁に敬意を表します。

前回3月の定例会において、私は、空き家等の放棄物件についての調査及びそれに基づく条例の制定を検討し、確固たる対策を講ずるべきだと指摘したことに対し、市長から、担当部署にそれを準備するよう指示したとの答弁をいただきました。年度も変わり、既に2カ月が過ぎております。担当部署においてはいつごろまでに調査や条例案がつけられるのか、一応のスケジュールについてお伺いいたしたく存じます。

この問題については、多くのメディア等でも報道されており、また、今後ますます増加すると予想されますので、私が口火を切った関係もあり、また、これから多くのほかの議員さんの関心を寄せて、ぞくぞくと質問が寄せられるかもしれません。そればかりでなく、いざ条例化という形で具体化すれば、全議員がその議員審議に加わることになるわけですから、私に対する答弁というだけでなく、全議員に、皆さんにわかるよう答弁するよう求めるものであります。

次に、今、国ではアベノミクスの名によって、3本の矢、金融緩和、財政出動、そして成長戦略が進められ、早期のデフレ脱却が目指されております。その中でも特に成長戦略は、きょう、安倍首相が第3の矢が放たれたと聞きました。今ごろ、その安倍首相の講演が終わったころかと思われまます。国、地方を通じて、医療や女性を軸とした取り組みを強めるという方向づけがなされておりますが、その中でも、労働力が製造業から医療・介護サービスといった成長産業に移行しやすくなる施策にも取り組んでいくことが表明されておりますが、本市においても、若い労働力を吸収し、医療や介護サービスの機能を強化することは、若い世代の人口をふやす意味からも検討に値することと思っておりますが、このようなことを踏まえて、少子高齢化対策と活力ある地域社会づくりについて市長の見解をお伺いいたします。

以上で、私の第1回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

田谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の小中学校の統廃合については、教育長からの答弁とさせていただきます。

2点目、市町村の合併についてお答えいたします。

市町村合併の推進につきましては、私自身、特に土浦とつくば市を初めとする県南地域における取り組みの必要性については、機会あるごとに考えを示してきたところでございます。

去る3月議会でも申し上げたとおり、つくば市長の発言により、こうした動きは県南においてさらに加速化されるというふうには私は考えておまして、来月11日に県南首長会議が土浦で行われますが、ここにおきましても、私は、県南政令市もしくは県南50万の中核都市を目指した勉強会をやるべきであるということを提言をしようと考えております。

また、茨城県におきましても、平成19年11月に取りまとめられた「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」の中で、水戸市、ひたちなか市を中心とした地域、また、土浦市、つくば市を中心とした地域に、人口50万人程度の2大中核拠点都市を育成するとしております。県民がどこに住んでも、等しく便利で文化性の高い快適な生活を送れるような地域を創出することが必要であるというふうに言及しております。

このようなことから、市民の生活圏域の実態に合わせ、例えば、医療や福祉、教育など市民生活に密着する公的サービスに関しては、近隣市の動向、また市民ニーズの把握、行政サービスとしての妥当性などを踏まえるとともに、土浦市やつくば市などの中心市に求める役割、周辺市町村の役割の検討などを行いながら段階的に対応していくことによって、着実に市民の負託に応えていくことができるものと考えております。

次に、一部事務組合であります。このような事務の共同処理については、後期高齢者医療広域連合、または租税債権者管理機構、最近では消防救急無線指令センター運営協議会などが、広域的な規模で運営がされるようになれば、専門性や事務処理の効率性の観点から有効であると考えておまして、このことについても、今着々と進んでいるところでございます。

そういった一環で、かすみがうら市は、今、かすみがうら市の消防本部を土浦市の消防本部と一緒に事務処理を行っていったらどうかということで土浦市との協議に既に入っております。

一方、当市のそのほかであります。ごみ処理など旧町から継続して近隣市で共同処理している事務がありますが、こういったものについても、今後の共同処理について新たな道を探るということも必要ではないかというふうと考えております。

また、最近の動きであります。水道事業についても土浦に稲敷、美浦等と協議してはどうかという話が、今、暗に美浦、稲敷方面から寄せられておまして、これについてもぜひにということで、土浦市とともに今話し合いに入ろうとしているところでございます。

こういったいわゆる広域連合的な考え方も合併に先立ちまして必要なことであろうと考えておりますので、今後もこういったものを進めていきたいと考えております。

2点目3番の跨線橋については、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

3点目の住居表示については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

4点目1番の医療費総額の増加については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

4点目2番の予防医療については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

5点目に質問されました空き家条例のその後についてであります。

[「通告外の質問だったでしょう」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

市政一般だからいい。

[「いや、通告外ですので」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

市政一般じゃないのか、これ。

[「通告内容に載っていないんですよ」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

市政一般だよ。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時43分

再 開 午後 3時50分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（宮嶋光昭君）

ということで、5番の市政一般についてということであります。

アベノミクスも出ましたが、アベノミクスはどうなんですか。いいのかな。

では、アベノミクスにつきまして、まず申し上げます。

アベノミクスは、ご案内のように3本の柱ということですが、その中で特に新産業の創出ということで、いわゆる金融財政政策だけでは景気浮揚はなかなか今難しくなっております。いわゆる最終的には新産業がどう立ち上がってくるか、そこにかかっていると報道等でも言われているところではありますが、私は、かすみがうら市においては、ご指摘のように協同病院の移転等もありまして、いわゆる飛躍的に医療環境がよくなる、そういったことを考えたときには、今後、かすみがうら市の地域有利性の中で、医療・福祉・介護の産業の新産業としての取り上げ方がこの市に合っているいわゆるアベノミクス対応ではなかろうかというふうを考えております。

そういった意味で、従来からいろいろ発信をしておりますが、プラチナタウン構想。東京の高齢者がもう爆発的に今後ふえる可能性があるわけでありまして、都内だけではいわゆる介護できない状態が、必ずそういう時代が来るということで、私は、就任以来そういったことをかすみがうら市のいわゆる産業として取り入れてはどうかということを考えておりました。それが具体化したのがプラチナタウン構想であります。こういったプラチナタウン構想の中で、市の振興策等も図っていききたい、こういうふうを考えております。

また、少子高齢化対策と活力ある地域社会づくりについてということですが、少子化は、若い世代の晩婚、未婚化、また出生率の低下などにより、今後も続くと言われておりますが、これをほっておいて続くという話でありまして、これをとめることが行政あるいは政治の役割でございます。この少子高齢化が長く続くということは、将来の社会経済にとっても壊滅的なマイナ

ス要因になるわけでありませぬ。

こうした少子化の流れを変えて、活力ある地域づくりをするために何よりも必要なのは、いわゆる戦前型の産めよふやせよということではなくて、生まれてきた子どもたちをいかに社会で育てていくかと、社会で育てるといふ観念が、理念が大事ではないか。そういった意味で、社会全体で支えていくためには、やはり子育てのしやすい環境をつくっていくということでありませぬ。

そういったことから、私は、当面かすみがうら市でできることはどうということかということで、この前、ブログ等でも載せさせていただきましたが、この3年近くの間には徹底した行財政改革、事務事業の見直し、補助金の見直し、また人件費等の見直し等を徹底してやった結果、4億5000万円程度の成果を上げることができました。

これは先般、佐藤議員にも評価をしていただいたところでありませぬが、その成果の一部が国保税の値下げであるとか、あるいは、中学生以下の医療費の無料化の実現といったことで今実を結んでいるわけでありませぬが、さらに1歩進みまして、いよいよいわゆる子どもたちへの、子どもたちを持つ家庭への負担を和らげるという意味で、保育料の最終的には無料化に向かって施策を展開する。あるいは、学校給食の無料化に向かって施策を進めるという必要があるかと思っております。保育料の無料化については2億円程度、また、学校給食の無料化についても保育園までを含めると2億円はかかると積算されております。

とりあえず、保育料の無料化の全面無料化はなかなか難しいと思ひまして、1億円程度の財源を使ってこの施策を検討してみろということ、先般、指示を出したところでございます。ということは、今、2億円の保育料を半額にするということにつながるわけでありませぬが、これにはマイナス要因があるわけでありまして、保育料が無料になって、土浦は有料だからかすみがうら市にみんな行けということ、小学生になったらみんな土浦に戻っちゃったら何にもなりませんから、そういった対応も一方が必要でありませぬ。

そうこうしているうちに、実は、極めてこれが現実味を帯びた政策になってきたと私は思ったんですが、自民党の教育再生会議というのが先般提言を行いました。これはまだつい2週間ぐらい前だと思うんですが、その第1番目に、実は3歳から5歳児のいわゆる家庭負担の軽減ということでありませぬ。これは即平成26年から保育料を無料化しろという提言を自民党が行いました。これを自民党が実際に政策の上で実現するということになりませぬと、かすみがうら市があえて無料化しなくても、国がその分を出してくれるということになりませぬから、来年から。そういうことになれば、私はその前に1億円の財政支出を検討しろということをお願いしたわけでありませぬが、その必要がなくなります。これは国が出してくれるということですから。その場合は、その1億円を学校給食のほうに振り向けてはどうかと今考えております。しかし、これは自民党が言っているだけで、安倍政権が言っているわけでありませぬのでどうなるかはわかりませぬが、かなり実現の可能性が出てきたということでありませぬ。

それと関連しますが、ちょっとこれまた議長にとめられるかもわからないけれども、教育再生会議の3つの柱があるんです。この教育再生会議の3つの柱は、1つは、今言った3歳から5歳児のいわゆる家庭負担の軽減です。あと一つは、実は6・3・3・4制の抜本的見直し。それと3番目が、誰もが大学行く必要はないよと、いわゆる社会で生きる力をどう中等教育の段階でつけていくか。いわゆるマイスター教育、職人教育的な生きる力の教育をもっと強化しろというの

がこの自民党の教育再生会議の3本の柱でございます。

そういった意味で、私は、この学校の統廃合が、後で教育長答弁すると思うんですが、学校の統廃合と、学校の統廃合は既にもう何年もかけてかすみがうら市も検討しているところです。

○議長（鈴木良道君）

市長、申し上げますが、やっぱり少子高齢化の問題ですので。

○市長（宮嶋光昭君）

学校統廃合と今関係しているのです。

学校統廃合が進むわけですが、それとちょうど時期が一緒のところに、一緒のところにですけども、まさに今、6・3・3・4制の見直しが出てきたんです。これはもう以前から言われているんですが、今回安倍政権で、しかも自民党の教育再生会議がそういうことを前面に強く出してきたということは、急速に進む、急進展する可能性があると思います。ということは、学校統廃合の中で、今の6・3・3・4制が、6・3制の中で統廃合だけ考えて教室つくったりなんかしたら、もしかしたら6・3制が4・5制に変わる可能性があります。自民党がそうやって言っています。中学5年生までやれと、小学校は4年生でいいんだと。これを自民党はまさに今度出したわけです。

ですから、今事務方に指示しておりますが、教育委員会に対して市長部局として、この6・3制の見直しも視野に入れて、英語教育の水準であるとか、この学制改革を、学制改革もう長いこと通じてきたこの学制改革の見直しも含めて、統廃合を検討してくれるようにという申し入れを教育委員会に市長部局としてやるべきではないかということで、この申し入れ書の原案をつくるように先般の部長会議で、庁議で指示したところでございます。

これは教育委員会のほうの所管でございますので、教育委員会はいろいろ考えてくれると思いますが、そういった今日本の社会は大きく少子高齢化対策、次のこの新しい時代に、今まで世界が経験したことないような社会に今日本は入っているわけでありましたが、その中でどうやってこの地域振興も含めてこの新しい社会をつくっていくかという、まさにそのことに国も取り組んでいる。かすみがうら市もそれに絶対おくれることなく対応してまいりたいとこういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

田谷議員ご質問の1点目、小中学校の統廃合についてお答えいたします。

今回の小中学校の統合につきましては、学校統合を含めた小中学校の適正規模化の進め方を定める小中学校適正規模化実施計画に基づいて実施することとしております。

地域への説明といたしましては、昨年8月に対象となる13校を会場に、保護者と区長を対象として意見交換会を開催しました。そして、いただいたご意見の反映に努めまして、作成した計画案による地域説明会を11月18日に南中及び北中学校、12月9日には千代田B&G海洋センター体育館において開催をしております。

これらの会議の中で、一般論としての反対意見や手続に対するご指摘などはありませんでしたが、本市における学校統合の必要性についてご理解いただいたと考えております。

計画の実施に当たりましては、保護者のみならず地元区長や学校運営協力員など、地域の代表を含めた統合委員会を設置して検討していただいて、さらなるご理解、ご協力のもと、準備を進めさせていただきたいと考えております。その資料につきまして、先にお分けしたとおりでございます。

既に、5月30日に、南北中学校の統合委員会を開催いたしました。6月19日には南中地区の小学校、6月20日には北中学校区の小学校、6月25日には千代田中学校区の小学校の統合委員会を予定しております。その統合委員会の経過につきましては、保護者や地元の皆様を初め、議員の皆様にもお知らせをまいりますので、どうぞよろしくご協力をお願いしたいと思っております。

小中一貫教育の実施につきましては、つくば市で平成24年度から、つくばみらい市で平成25年度から、中学校区を単位に小中一貫教育が始まりました。

つくば市では4年間の研究実践を経て、春日小学校と春日中学校の小中一貫校となる春日学園の開園に伴い、また、つくばみらい市では2年間の研究実践を経ての実施となったわけでございます。

当市では、今のところ指定校を決めて研究実践は行っておりませんが、かすみがうら市学校教育指導方針に学校間の交流の推進と教育資源の共有ということを明記しまして、各学校に対して、小中連携の推進をお願いしているところでございます。

その結果、現在、小中学校教員の相互授業参観、生徒指導情報交換会、小学校への中学校教員の派遣と授業の実施、中学校の部活動見学、入学説明会、6年生児童と中学校職員との交流会等を行っているところであります。

今後は、小中学校の適正規模化に伴いまして、中学校職員の専門性を生かした授業を系統的、連続的に計画性をもって行ったり、行事を調整し、ボランティア活動やフォーラム等、交流活動の推進を図ったりするなど一層の連携強化に努めまして、小中一貫教育の基礎づくりを進めていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

なお、先ほど市長がおっしゃいましたことについては、統合についても小中一貫についても関連することですので、世の中の動きを注視しながらやっていきたい、そう考えておりますので、よろしくご協力を願います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

2点目3番、跨線橋についてのご質問に答えいたします。

跨線橋につきましては、合併時に作成しました新市建設計画において、旧2町間を結ぶ（仮称）市道穴倉下稲吉線としまして合併特例債を活用した整備を計画し、茨城県知事から合併市町村幹線道路緊急整備支援事業の指定を受けておりましたが、合併後の当時の判断として、新たな行政

課題への対応や社会経済情勢の変化、厳しい財政状況への影響などを理由としまして、平成21年2月に新市建設計画の変更を行い、事業を凍結し、計画から削除した経過があります。

このようなことから、現在、市としましては跨線橋整備の計画はありませんが、当面は土浦協同病院の移転に合わせ、土浦市において進められる病院移転先から神立駅東側への道路整備と連携しまして、接続する市道の改良事業を国の補助制度を活用しながら進める予定をしております。

また、広域的な道路の整備につきましては、近隣市や茨城県などとも引き続き協議をしながら、多方面にわたる将来的な可能性を探ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

田谷議員の3点目、住居表示についてのご質問にお答えいたします。

住居の表示につきましては、従来、土地の番号である地番が住居の位置を表示する目的に転用されてきました。このため、地域によっては、地番が順序よく並んでいない地域、同じ地番の中に多くの家屋がある地域、1つの地番の中に多くの枝番がある地域などがございます。これらの地域においては、誰にでもわかりやすい住居のあらわし方にすることが望まれているところでございます。

こういったところにおいて、住居表示を実施することにより、訪問者が目的の建物を探すことが容易になるほか、郵便や宅配などの配達も容易になり、また、消防自動車等の緊急車両はいち早く目的地を特定することができるようになるなどの改善が図られるところでございます。

本市におきましては、こういった状況を改善するため、稲吉、稲吉南、稲吉東の3街区で住居表示を実施してきたところでございます。

今後、住居表示の拡大につきましては、一定の街区が形成されている地域において、家屋の密度、街区の成熟度などを勘案し、議会の皆様のご協力を得て地区を決定するものではありませんが、あわせて、対象地区の皆様の意向を踏まえ、合意形成を図っていく必要があると考えております。

さらには、費用対効果についても十分検討をさせていただき、整備のあり方、対象地域の適否などの住居表示整備の必要性について検討を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

初めに、4点目の特定健康診査等実施計画についての前段のこの計画はどのようなものかというご質問にお答えいたします。

国民の死亡原因の約6割を占めると言われております生活習慣病の発症や重症化の過程で、メ

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が大きく影響していることから、該当者及び予備軍の減少を目的とした生活習慣病予防対策が必要となるため、医療保険の保険者は、国が定めた基本指針に即して、特定健康診査及び特定保健指導を実施するための特定健康診査等実施計画の策定が高齢者の医療の確保に関する法律により義務づけられております。

このため、平成20年度からの5年間の計画期間とする第1期計画を策定して、生活習慣病予防のための特定健康診査等を実施してきましたが、平成24年度で計画期間が終了となったため、平成25年度からの5年間の計画期間とする新たな特定健康診査等の実施目標を定めた第2期目となる特定健康診査等実施計画を策定したものであります。

また、わかりにくい計画との指摘もありましたので、3期目の計画策定の際には、できるだけわかりやすい表現となるようにしていきたいと思っております。

次に、4点目1番、医療費総額の増加についてのご質問にお答えいたします。

医療費を削減することにつきましては、現在のように高齢化が進んでいる状況では困難と考えられますが、特に糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化には、先ほども申し上げましたように、メタボリックシンドロームが大きく影響していると言われておりますことから、特定健康診査及び特定保健指導の受診率を向上させることにより、多くの方にみずからの健康状態を把握していただき生活習慣の改善を図ることで、健康で長生きができ、医療費の適正化が図れることを期待しますとともに、ジェネリック医薬品の使用による医療費削減につきましてもPRしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

○保健福祉部長（木村正美君）

それでは、4点2番目、予防医療についてのご質問にお答えいたします。

保健予防につきましては、平成24年度から28年度を計画期間とする市健康増進計画において、一人一人の心がけによって健康づくりを推進していくために「運動」「栄養・食生活」「生活習慣病対策」「飲酒・喫煙」「歯の健康」「こころの健康」の6つを具体的な取り組み項目として掲げ、生活習慣の改善によって、みずから健康をつくったり維持したりするという1次予防に重点を置き、乳児から高齢者まで市民の皆様の健康管理の一助として、乳児訪問指導に始まり高齢者に至るまでの健康づくりを目指し、各種の保健予防事業に取り組んでいるところでございます。

具体的には、母子を対象とした乳幼児健康診査、乳児全戸訪問、育児相談等、成人対象の各種がん検診や生活習慣病予防健診、各種健康教室・健康相談、さらには、感染症予防としての各種予防接種、乳幼児の歯科健診・相談・教室、成人の歯周疾患検診、寝たきり訪問歯科審査事業などを実施しております。

食生活の改善につきましては、健康づくり推進事業といたしまして市の食生活改善推進員連絡協議会にお願いし、会独自の活動とあわせて、積極的な啓発活動を展開していただいているところでございます。

具体的には、かすみがうら祭での試食提供、あるいは食育普及活動を初め、健康増進課の子宮

がん・乳がん・骨粗しょう症検査会場での予防食試食や育児相談等の手づくりおやつ等の試食提供、さらには、健康教室での生活習慣病予防食の指導を実施しているところがございます。また、地域包括支援センターや社会福祉協議会の主催教室でも生活習慣病予防食の指導等を実施しております。

なお、今年度からは、特定健診の会場において減塩みそ汁の試飲等も予定している内容でございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

田谷文子君に申し上げます。

先ほどの質問における発言は、議題外、通告外にわたっておりましたので、通告に従って質問されるようお願い申し上げます。

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

真摯なご答弁をいろいろありがとうございました。

第1点目の小中学校の統廃合について、第2回目の質問をさせていただきます。

今、教育長さんのお話がありましたけれども、私はこの適正規模の統廃合には大賛成の立場を最初から明確に打ち出しておりますけれども、実は、私が在住しております上稲吉の子ども会の総会に出させていただきます。それは、教育長さんおっしゃっていましたが去年、24年8月にシェウシの会合が持たれたということで、上稲吉地区からは6名しか参加がなかったということなものですから、どのような状態なのかちょっと伺いに行きましたところ、積極的な発言はなかったんです。ですけれども、どのようなことなのか、せっかく来たんですからお話しさせていただきますけれども、要は、自分の子どもは卒業しちゃうからもうどうでもいいよというような投げやりの考え方でいた方がおられました。ですので、私は、この統廃合というのは30年も40年もそれこそ100年も続くであろうシステムでありますので、この方向づけは本当に大事なところだと思います。学校ほど古いも若きもお子を通じて育まれる郷土愛の原点というように捉えておりますし、身近に感じさせるあり方を求めているのではないかなと思っていますところ。

それで、小中一貫校が既につくば市でも開校してしまっていて、先ほど、春日学園、私も体験させていただきました。それで、4・3・3で今こちら春日学園のほうは教育なさっていますけれども、要は4年生で、最高学年である6年生の体験を身近に感じさせる、早目に感じさせる。そしてまた、中学校のお姉さん、お兄さんと一緒に体験できるというような、先ほど市長がおっしゃっていましたが教育再生会議には、今度6・3・3制のその見直されるような状態であるところへ持ってきて、ここで本当にこの統廃合が、私はいつも疑問を抱いているわけです。要は、統廃合は大賛成ですけれども、これをこのアンケートを見ますと、要は拮抗しているんです。要は、賛成の方とどちらかといえば賛成の方と、反対の方とどちらかといえば反対の方と、どちらともいえないよ、どちらでもいいよというような方、三人三様に拮抗しているということは、もうちょっと周知が足りなかったのではないかな。今じゃなくてももうちょっとずっと前に、ちょっとお聞きしますと10年前からの話でして、その当時、もっと膝を交えてみっちり話し合うことが大事だったのではないかなという気がしています。

前回、3月の一般質問のときもお話しさせていただきましたが、私は、ちょうど中学校あたりを学園の場所としてつくっていかれたらいいんじゃないかというようなことを考えています。どうして上稲吉の人たちがこの統合に対して積極的じゃないのかなというのを聞き及びますと、やはり千代田でも、どうして端に、中心じゃなく、どうして新しくつくるのに端のほうにつくらなくちゃならないのかなというその疑問がまだまだ根強くなっているという気がしています。

ですので、方向転換ということになりますと、いろいろな面で大変でありましょうし、私も一議員として、その方向転換までのことは申し述べたくはないんですけども、そのような疑問があるということだけは市長にも、また教育長にも知っておいていただきたいなと思うところです。

そのことに関して、市長はどのように考えておられますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

教育委員会で検討していただくべき問題ではありますが、先ほどもちょっとお話ししたように、志筑小学校を新築するに当たってそれなりの長い年月をかけてやってきた経過がありますが、それはそれとして、考えるべきところはやっぱりきちんと考えなくちゃならないと思います。単なる建築費だけの問題では人間はつくり上げられませんので、1人の人間の一生というのは重いものでありますから、そういった意味ではちゅうちょなく、もし教育委員会等で十分な討議がなされて方向転換を図るのであれば、それはそれで執行部としても考え直さなくてはならないのかなと考えております。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

教育長さんのお考えもお聞きしておきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

現時点におきましては、今の予定どおりに進めることが一番だと考えておりますが、確かに七会小学校区の方々は北に寄り過ぎているというようなご意見が根強くあったかと思えます。これは学区審議会でも随分検討いたしました。最善の策ではないと、最善は千代田中学校に新築すべきだと、そこが真ん中だと。ですが、先ほど市長も申し上げたように、長い年月をかけて17億円の巨費を投じていい学校が、一昨年、新築小学校として開校したわけです。ですから、あれを使わないということは現実的ではないというようなことで、次善の策ということで、志筑小学校に決定をしたわけです。

そのように私どもも進めていきたいと考えておりますが、その小中一貫教育に伴って、学区制の6・3・3・4制の見直し等が早急に行われるというようなことであったときには、これはまた考え直すしかないこともあると思います。これは、市の主体性として、小中一貫教育をこのようにやるんだというしっかりした教育方針が立たないとできないことであります。英語教育でやるんだとか、理科教育で小中一貫をやるんだとか、そういうことをしっかりした上でそういう方

向に行く場合もなくはないと思いますが、現時点においては、やはり志筑小学校に6教室増築して、そして行く。

七会小学校区の方々遠いということですが、千代田中学校に仮に校舎を建設したとしてもバス通学になるわけです。スクールバス通学になります。そうしますと、千代田中学校から志筑小学校までバスで七、八分というところでしょう。その時間を乗ればそれで済むわけですから、ですから、通学のことについてはスクールバスということでご了解いただければありがたいと考えているところです。

この先、不透明な部分はこれは自民党の教育再生会議の動向でございますが、現在、教育委員会としては現行どおりに進める、統合委員会を開いて進めていくという方向でございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

よく承知しました。

自民党の教育再生会議の6・3・3制の見直しが待たれるところでございます。

次、市町村合併についての答弁をいただきました。

これは、私はやはり、先ほど市長がおっしゃいましたとおり、 に を加えて、そして、つくば、土浦を中心とした中核都市になれることを切に願っております。

この間、横浜市の林文子市長は、要は、ゼロにするとおっしゃいましたね。

[「待機児童」と呼ぶ者あり]

○4番（田谷文子君）

待機児童をゼロにするという公約をまさしく実現しまして、今、安倍首相が横浜流に倣おうとしているようなわけで、要は、その中核都市になりますと、ご自分の考えで、ご自分の企画構成できちとなされていくということが1つ本当に魅力ですし、財政面にかけても、3月のとき話しましたがけれども、大きな事業も思いどおりにできるということで、市民にもよりよい市民生活ができるというもとので、この合併も市長の、つくば市長が波紋を起こしましたけれども、あの波紋が本当に大きな波紋で、よりよい周知になるように願っているところです。

次、住居表示についてご答弁いただきました。

これは本当に長い間かかると思いますし、時間も労力も、そしていろいろな合意形成を得ないといけない部分があるかと思いますが、ご苦労でしょうが、よろしく願い申し上げます。

次、4番、特定健康診査実施計画についてですが、これはふだんの生活をいかにしていくかということがよりよく、メタボリックなり、食生活なり、 、そういうふうなところで、要は、市民に訴えかけていかないことにはこの医療費は増大していくようなわけですので、これはさっき、私の場合はうちにいますと、すごく料理の番組が多いんです。ですので、私すぐやる課ですから、すぐやります。テレビで映っていますとすぐつくるんですけども、要は、そういうふうなレシピなんかもきちんと、要はレシピを公開したりして、そして、こういうものをつくるとこういう効果があるんですよというところをきっちり目で見せていくようになさったらいんじゃないかなという気がしています。

それから、ちょっとお尋ねしますけれども、受診率が年々減少傾向にあったけれども、その後受診率が上がったんですか。解決策を講じたら、受診率が上がったのかどうか、その辺ちょっと部長さんにお聞きしたいんですけれども。土曜日に受診をするようにしたり、あるいは、未受診者に勧奨のはがきを送ったり、イベントにいろいろなこういう受診をしていますよというようなことを配布したり、あるいは、敬老会でアプローチしたりということをしてしましたら、その受診率が上がったんでしょうか。その辺のところの結果がちょっと出ていなかったなので、お聞かせ願います。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

すみません。

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

健康診査の受診率につきましては、年々下がっているということではなくて、多少のばらつきはあります。平成20年度で29.9%、21年度が34.3%、22年度が35.4%、23年が32.2%ということで、目標値に比べましてかなり低い状況でございますので、平成29年度までには受診率を、受診率の目標値でございますけれども、60%という目標を掲げて、年々受診率が上がるような方向で進めていきたいというふうに考えております。

具体的には、健診の通知を各戸に配布したり、それと、集団健康診査体制をつくっていくとか、健診の際に大きな施設を利用して健診を勧めていったりというようなことを続けながら、受診率を上げていくことによって、健康への自覚を掲げていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

やはり受診率といっても、本当は自覚がないとなかなか行けないなというのがありますし、目で見るところで必要さを訴えていただけたらと思います。

それから、もう一つお聞きしたい。

健康教室をしているというんですけれども、どういうふうなことをやっているんですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

健康教室としまして、具体的に申しますと、母と子どもさんの健康教室、例えば4歳児健診、あるいは育児相談とか、栄養相談とか、要するに事細かに実施してございます。また、大人の方につきましては健診が主な内容になってございます。そのほか、健康教室ということで相談、健康に対する相談、こういった事業も行っております。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

健康教室だったり、あるいは、先ほど来話しました歩け歩け、ハイキングとか、そういうこ

とのほうが大事であるんですね。予防医療ですよね。何度も私、予防医療のことお話ししているんですけども、あるいはタオルを使ったり、あるいは、お互いに背を伸ばし合ったりということで、集団で健康教室ができるようなそういう方向づけをしていくというようなことは考えていますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

健康ということで、健康増進課が担当していろいろな施策を実施しておりますが、ただ、市役所全体で見ますと、ただいまおっしゃられたようにハイキングとか、ほかの部署でもいろいろ、健康、そのほかの目的もあると思うんですが、そういった面で開催されていると思います。ですから、そこら辺は健康増進課といたしましても、重複しないで、効率のいいようなそういった教室事業に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

ぜひ取り組んでほしい。それは、毎週何曜日とか、1カ月に何日とかきっちり日にちを決め、曜日を決めて、そして、この日は健康教室に通うんだというように、市民の脳に訴えるような方向できっちり周知して、そして実現してほしいと思いますので、部長さん、ぜひこの点お約束していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

なるべく効率のいいような方法で進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

よろしく願いいたします。

最後に、先ほど来からちょっといろいろございました市政一般についてをお伺いしたいと思います。

市長、要するに、少子高齢化対策に対する市長の考えはやっぱりすばらしいなと私は思いました。

私は、お金を寄附することではないと思うんです。要は、保育料を全部無料にする、あるいは、学校給食を無料にする。そういうことが母親、子供を育てる側に立つと、一番の心強さだと思っています。

ですので、ぜひ学校給食の無料化、あるいは保育料の無料化、アベノミクスもいろいろ考えていまして、その辺は少子高齢化に対する一番の力強い味方であると思いますので、ぜひ実現に向

けて、4億5000万円もの削減をした市長ですので、ぜひ国に先駆けても頑張ってくださいな
とあって、希望しております。

本日はありがとうございました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君の一般質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、6月6日、定刻より引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時39分